

首都直下地震における復旧・復興対策について

内閣府（防災担当）

首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第9回）

令和6年12月11日（水）

1. 膨大な避難者対策について

2. 住まいの確保について

3. 災害廃棄物対策について

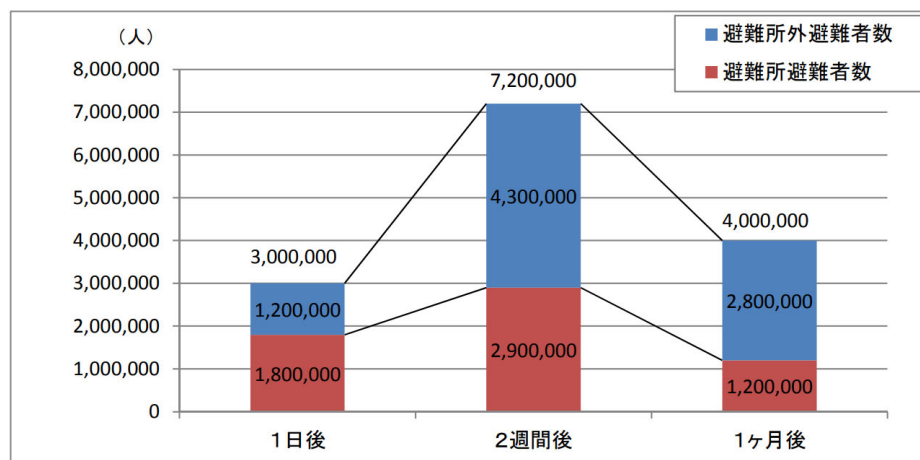
4. 復興事前準備等について

前回報告書（H25）における被害想定（生活への影響）

- H25の報告書においては、都心南部直下地震が発生した際の避難者数は、発災当初には約300万人（都区部で150万人）、発災後2週間後のピーク時には720万人（都区部では330万人）と推計。

避難者数（人）

		避難者数		
			避難所	避難所外
1日後	合計	約 3,000,000	約 1,800,000	約 1,200,000
	うち都区部	約 1,500,000	約 910,000	約 600,000
2週間後	合計	約 7,200,000	約 2,900,000	約 4,300,000
	うち都区部	約 3,300,000	約 1,300,000	約 2,000,000
1ヶ月後	合計	約 4,000,000	約 1,200,000	約 2,800,000
	うち都区部	約 1,800,000	約 540,000	約 1,300,000



避難者数

・全避難者数＝（全壊棟数＋0.13×半壊棟数）×1棟当たり平均人員
＋断水or停電人口※1×ライフライン停止時生活困窮度※2

※1：断水・停電人口は、自宅建物被害を原因とする避難者を除く断水あるいは停電世帯人員を示す。断水率と停電率の大きい方を採用して断水人口あるいは停電人口を求める。

※2：ライフライン停止時生活困窮度とは、自宅建物は大きな損傷をしていないが、ライフライン停止が継続されることにより自宅での生活し続けることが困難となる割合を意味する。阪神・淡路大震災の事例によると、水が手に入れば自宅の被害がひどくない限りは自宅で生活しているし、半壊の人でも水道が復旧すると避難所から自宅に帰っており、逆に断水の場合には生活困窮度が増す。

断水時：（当日・1日後）0.0 ⇒ （1週間後）0.25 ⇒ （1ヶ月後）0.90

停電時：（当日・1日後）0.0 ⇒ （1週間後）0.25 ⇒ （1ヶ月後）0.50

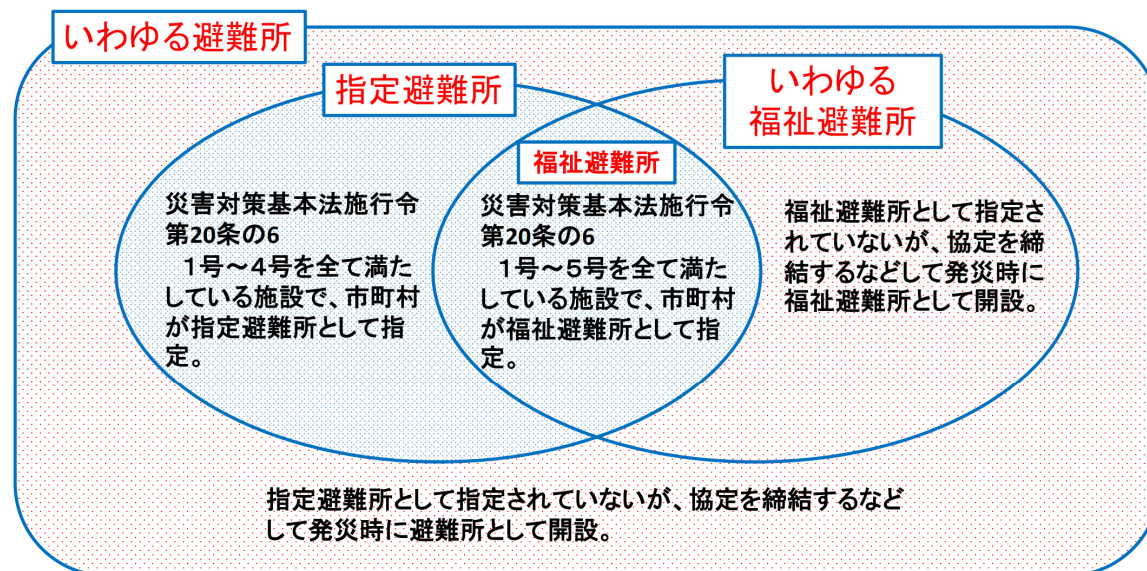
・阪神・淡路大震災の実績及び被害の基天性等を考慮して、発災当日・1日後、1週間後、1ヶ月後の避難所避難者と避難所外避難者の割合を以下のように想定（避難所避難者：避難所外避難者）

（当日・1日後）60:40 ⇒ （1週間後）50:50 ⇒ （1ヶ月後）30:70

避難所について

- 避難所の開設等は、市町村が行う自治事務。
- 指定避難所は、災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が一定期間滞在するための施設等で、災害種別に限らず市町村長が指定。（災害対策基本法第49条の7）
- 福祉避難所は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるもので、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものである。（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

■ 避難所の種類



○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（指定避難所の指定）

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2・3 （略）

○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）

（指定避難所の基準）

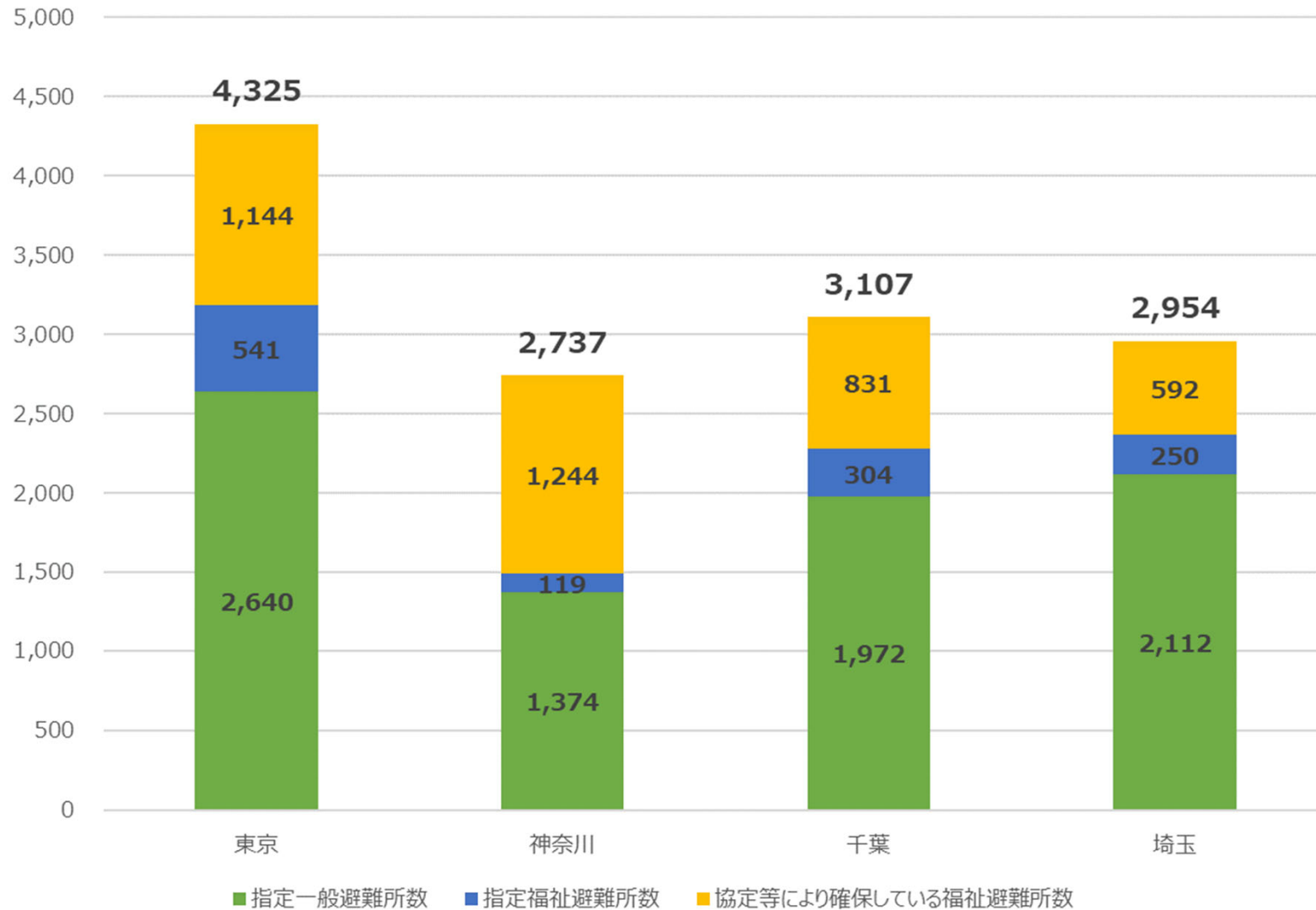
第20条の6 法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

一都三県における指定避難所等の状況

- 一都三県においては、一般避難所が約8,100か所、福祉避難所（協定等により確保しているものも含む）が約5,000か所指定。（令和5年10月1日現在）

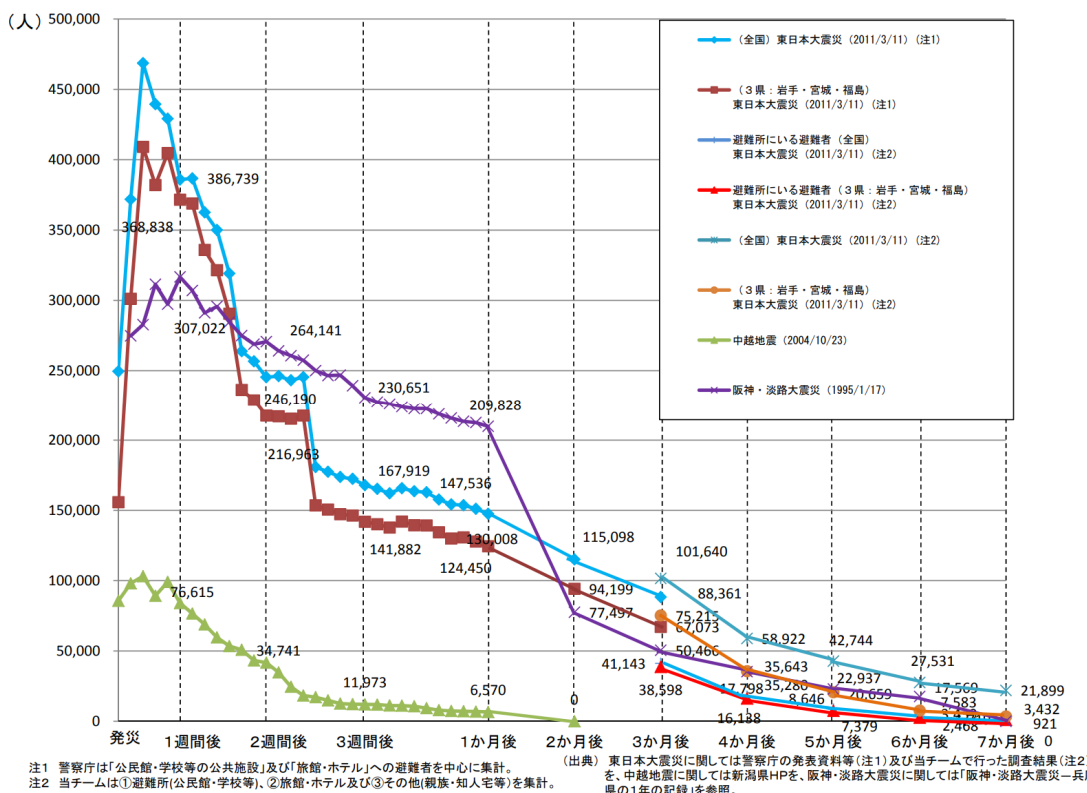
■ 一都三県における避難所の状況



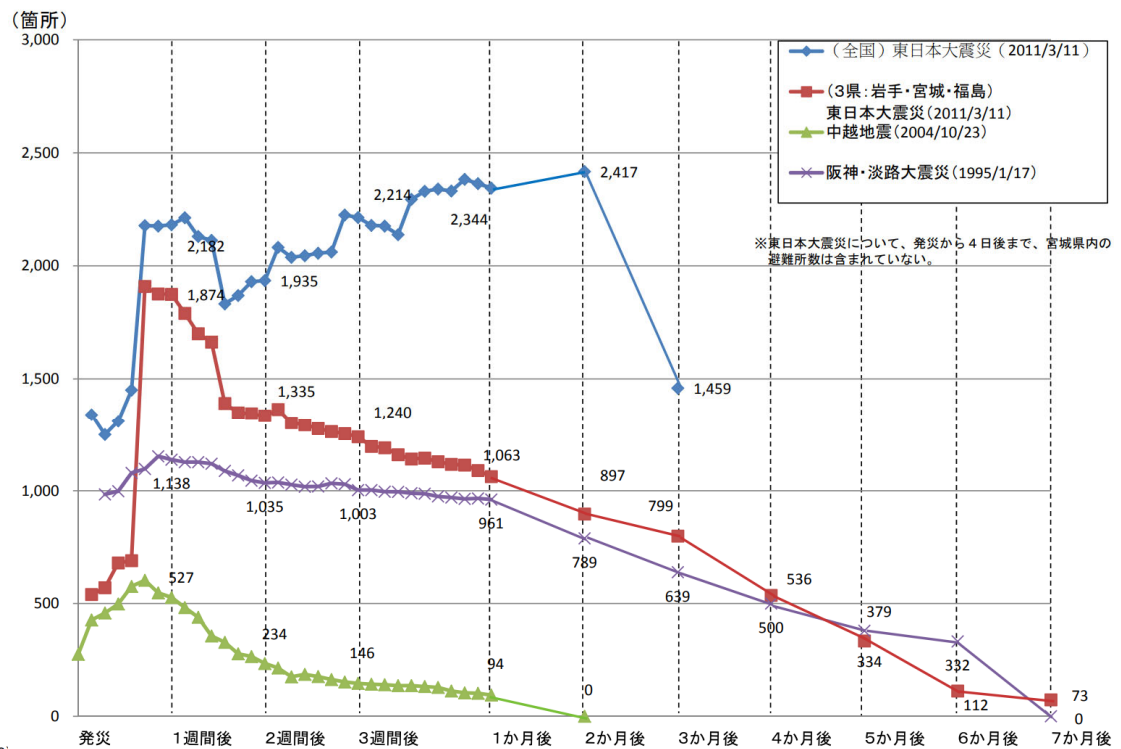
避難所生活者・避難所の推移（東日本大震災、阪神・淡路大震災及び中越地震の比較）

- 東日本大震災においては、発災後3日のピーク時で約47万人の避難所で生活。発災2週間後には約24万6千人、3か月後には10万人以下に減少。
- 東日本大震災における避難所は、発災後1週間の段階で約2,200か所、ピークは発災後2か月で約2,400か所の避難所が開設。

■ 避難所生活者の推移



■ 避難所の推移

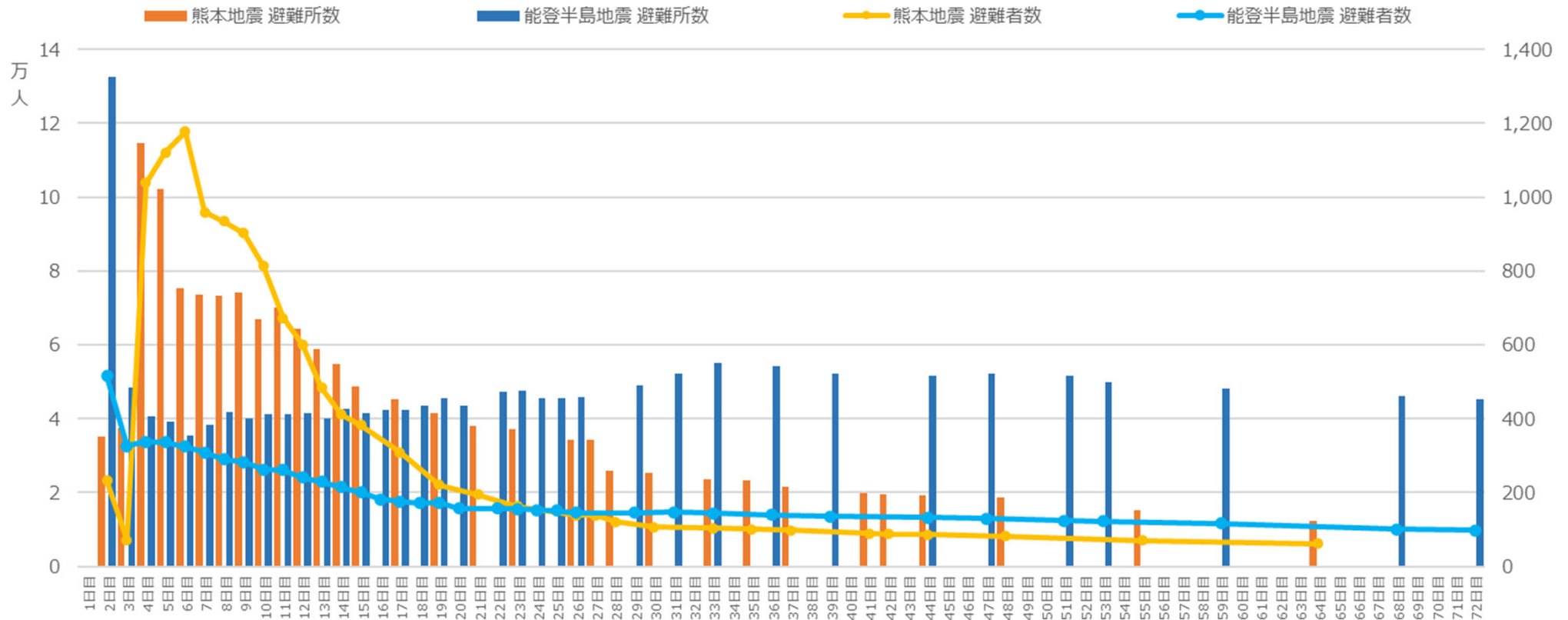


（出典）東日本大震災に関しては警察庁の発表資料等を、中越地震に関しては新潟県HPを、阪神・淡路大震災に関しては「阪神・淡路大震災一兵庫県の1年の記録」を参照。

避難所生活者・避難所の推移（熊本地震及び令和6年能登半島地震の比較）

- 熊本地震においては本震後、約12万人が避難所で生活し、避難所については約1,000か所を超える規模で開設。発災（本震）後、1か月で約1万人、200か所に減少。
- 令和6年能登半島地震においては2日目に約5万人が避難所で生活し、避難所については、約1,300か所を超える規模で開設したが、3日目には約3万人、500か所に減少。その後、1か月で避難者数は1万5千人まで減少したが、避難所の数は約500か所開設と減少は見られなかった。

熊本地震と令和6年能登半島地震における避難所数と避難者数の推移



東京都における避難所確保の状況

- 首都直下地震による避難者数の最大値は、約720万人（うち都区部約330万人）と想定。
- 東京都では、区部における避難所への避難者数を202万人と想定しているが、平成25年4月時点における避難所収容人数は、224万人であり、区部全体で見ると、避難所避難者数を上回る収容人数を確保。

【首都直下地震における避難者数と避難所収容人数の関係】

■首都直下地震による避難者数の最大値 **約720万人（うち東京都区部 約330万人）**

※平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告。
都心南部直下地震を想定したもの。

■東京都の避難者数

	合計	区部	多摩
避難人口	339万人	311万人	27万人
うち避難生活者	220万人	202万人	18万人
うち疎開者人口	118万人	109万人	10万人

※首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月東京都）。
東京湾北部地震（冬18時、風速8m/s）を想定したもの。
過去の被害想定や平成18年に実施した都民アンケートに基づき、避難生活者65%、疎開者35%としている。

■東京都の避難所収容人数

	合計	区部	市部+多摩町村部	島しょ町村部
避難所収容人員	319万人	224万人	90万人	5万人

※東京都地域防災計画 震災編（平成26年修正）。協定施設等を含めた避難所の収容人数は約329万人。

自宅付近で被災した場合の避難先
（平成18年被害想定における都民アンケートの結果）

	回答数	%
避難所（最寄りの小学校等も含む）	367	68.3
被災地域外の親戚・知人宅等への疎開	108	20.1
勤務先施設	6	1.1
賃貸住宅	6	1.1
ホテル等の宿泊施設	14	2.6
屋外（公園、広場、路上の車内等）	32	6.0
その他	4	0.7
合計	537	100.0

31.6%

避難所の環境整備（東京都の災害用トイレ及びし尿処理体制）

- 東京都では、**避難所等**で上下水道が復旧するまでの間に**使用する災害用トイレを備蓄等により確保**している。
- 発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、区市町村は、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、し尿収集車による収集を要しない、し尿処理体制の確保に努めることとされている。
- **都は**、区市町村が備蓄している**災害用トイレ**や保有している、し尿収集車が不足する場合、**広域的な応援の調整**を行い、生活環境の保持を図る。

○災害用トイレの分類と備蓄量等（東京都）

（都：令和4年12月1日現在）

（区市町村：令和3年4月1日現在）

名 称	特 徴	備蓄量等	
		区市町村	都
マンホール設置型トイレ	公園等の一部施設においてマンホール上に設置し、直接汚水を流せるようにしたもの	10,914基	1,928基
便槽付トイレ	主に工事現場やイベント等で利用されているトイレで、便槽に貯留し汲み取りするもの	16,282基	-
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、し尿を貯留するタイプのもの	1,000,208基	7,690基
携帯トイレ	既設のトイレの便座等に便袋を設置し、し尿をパックするタイプのもの	6,343,673枚(個)	-
その他	上記以外のもの（自動ラップ式トイレ、マンホール・便槽併用型トイレ等）	1,624台	-
し尿処理車	-	16台	-

○災害用トイレの確保に関する役割分担（東京都・区市町村）

ア 災害用トイレの確保

- 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。
- ※ 過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照）

＜＜東京都＞＞

- 関係各局や区市町村と連携し、災害用トイレの需要と供給や、災害関連死対策の観点、女性・要配慮者等の視点を踏まえた総合的なトイレ対策の推進

＜＜区市町村＞＞

- 携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ等も確保
- 強固な構造や防犯性、利用者の利便性にも配慮
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成
- 要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進

東京都における災害時の給水体制の確保

- 東京都では、公園や都立学校の校庭の下に水を貯めておく応急給水槽など、都内213か所（概ね半径2km内に一か所）に災害時給水ステーションを確保。
- 水道施設と応急給水槽を合わせて、都民の約3週間分以上に相当する飲料水を確保。

■ 給水拠点（水道施設や応急給水槽）

- 水道施設である浄水場や給水所のほか、公園や都立学校の校庭の下に水を貯めておく**応急給水槽**など、**都内213箇所（概ね半径2km内に1箇所）**に、災害時給水ステーションを開設します。
- 応急給水活動は、東京都水道局と**区市町等が協力して**行います。



← 応急給水槽

水道施設と応急給水槽合わせて、**都民（約1400万人）の約3週間分以上**に相当する飲料水を確保しています。
※ 1人1日当たり3リットルで計算した場合

■ 避難所等

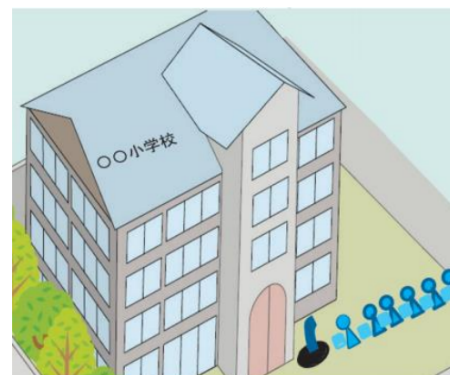
- 給水拠点での応急給水を補完するために、避難所に設置された**応急給水栓（避難所応急給水栓）**や、避難所付近のあらかじめ指定した**消火栓等**を用いて、災害時給水ステーションを開設します。
- また、区市町により設置された**仮設水槽**に、給水車等で水を補給して開設することもあります。
- 応急給水活動は区市町が行います。



← 避難所応急給水栓



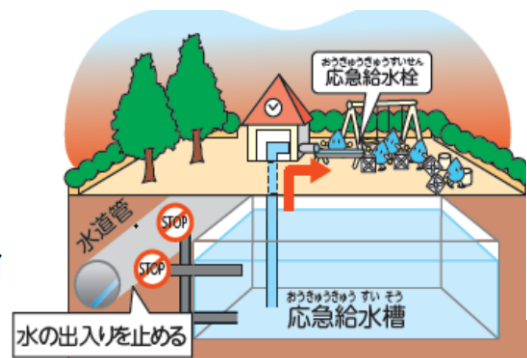
← 消火栓からの応急給水



← 仮設水槽からの応急給水

応急給水槽の仕組み

- 応急給水槽は水道管とつながっており、水が入れ替わる仕組みとなっているので、**常に新鮮な水**が供給されています。
- 地震や災害などが起きたときは、**水の出入りを止め**、貯留された水により**応急給水**を行います。



避難所の環境整備（令和6年能登半島地震）

○ 令和6年能登半島地震においては、避難所における生活環境の改善に向け、様々な対策を実施。



避難所生活内スペース①



感染者の隔離スペース



トイレトレーラー



循環型シャワーシステム



避難所生活内スペース②



ラップ式簡易トイレ



水循環型手洗いスタンド



避難所に設置された洗濯機



避難所生活内スペース③



避難所に設置された仮設トイレ



避難所外自衛隊風呂



ランドリーカー

発災時における避難先

- 避難所に避難すべき者の実際の避難先としては、避難所以外にも、自宅、車、ホテル、旅館等多様。
- これまでの災害においてもホテル・旅館の活用や親戚・知人宅への避難が実施されている。

避難所 避難所：避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設 (災害対策基本法第49条の7)	避難所避難者/被災者
自宅	在宅避難者/被災者
車	車中泊避難者/被災者
ホテル・旅館	ホテル・旅館避難者/被災者
親戚宅・知人宅 等	親戚宅・知人宅避難者/被災者

避難所外
避難者
被災者

ホテル・旅館の活用（熊本県）

- 令和2年7月豪雨において、熊本県では、子育て世帯のプライバシー保護や密を避けた避難生活の確保を目的に、熊本県内の旅館・ホテル等を避難所として活用した。
- 熊本県では、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定に基づき、県下全域で受入可能なホテル・旅館を確保し、避難所を斡旋、宿泊場所、入浴施設及び食事の提供を行った。

熊本県が斡旋した旅館・ホテルと避難者（延べ）数

市町村数	旅館・ホテルの数	避難者数（延べ数）
7市町村	14施設	200人

出典：内閣府（防災担当）（2021）「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」

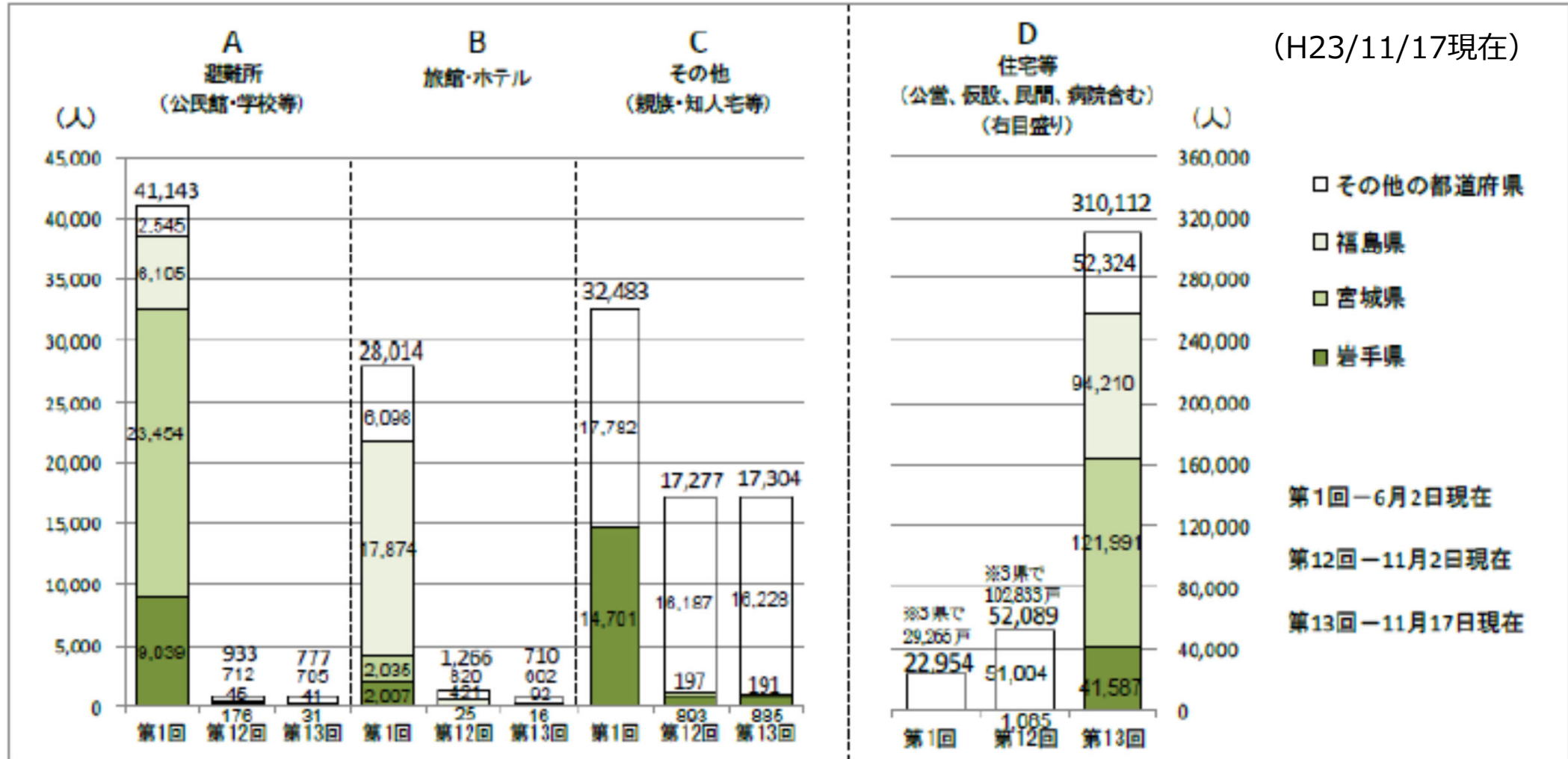
安全な親戚・知人宅などへの避難（佐賀県大町町）

- 令和元年8月豪雨の際に町の避難所の数、町職員の手手が不足した経験を踏まえ、住民による地区ごとの防災対応力の向上を目的とし、様々な訓練、研修を、町職員、各町内会役員や自主防災会などで実施。
- 訓練、研修の中で、安全な親戚・知人宅などへの避難など、コロナ禍での避難のあり方についても、住民をはじめとした研修参加者へ説明を実施。
- 実際に、令和3年8月豪雨時では、避難先として指定避難所だけでなく、安全が確保された場合、親戚・知人宅への避難についても推奨した。あわせて、町の広報誌等を通じて住民に広く周知した。

出典：内閣府（防災担当）（2022）「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」

東日本大震災における全国の避難者数の数【都道府県・施設別】

- 東日本大震災においては、発災後約3か月の2011年6月2日時点では、避難所生活者が約33%、親族・知人宅等が約26%、旅館・ホテルが約22%。
- 発災後約8か月の11月17日時点では、約94%が住宅等に入居。



1. 各都道府県・市区町村の協力を得て、平成23年11月17日現在の避難者等の数を集計したものである。
2. 宮城県と福島県の住宅等(D)には、病院等は含まれない。
3. 自県外に避難等している者の数は、福島県から58,602人(1,435人増)、宮城県から8,555(26人増)、岩手県から1,462人(35人増)である。

能登半島地震における広域避難（2次避難）

- 能登半島地震においては、特に高齢者など要配慮者の方について、積極的に2次避難を呼びかけ。
- 自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、ホテル・旅館・民泊施設等を活用し、2次避難等を支援。
- 平時から、旅行会社、宿泊事業者、民泊関係事業者、運輸事業者、配食事業者等の関係者との連携体制の構築が重要。

○ 宿泊事業者（ホテル・旅館）、民泊関係事業者との連携【2次避難所の運営】



宿泊部屋のイメージ



民泊施設を活用し、戸建てやペット同伴、家財付きといったニーズにも幅広く対応。これまでの実績は約1,000人泊



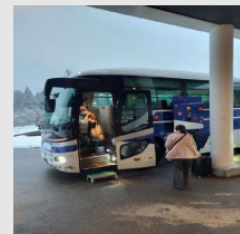
2次避難所では健康相談を実施し、巡回バス等の各種支援情報等を掲示している

○ 大手旅行会社による共同体との連携【2次避難所運営事務局】



専用コールセンターを設置し、被災者の多様なニーズに対応して、受入施設のマッチング

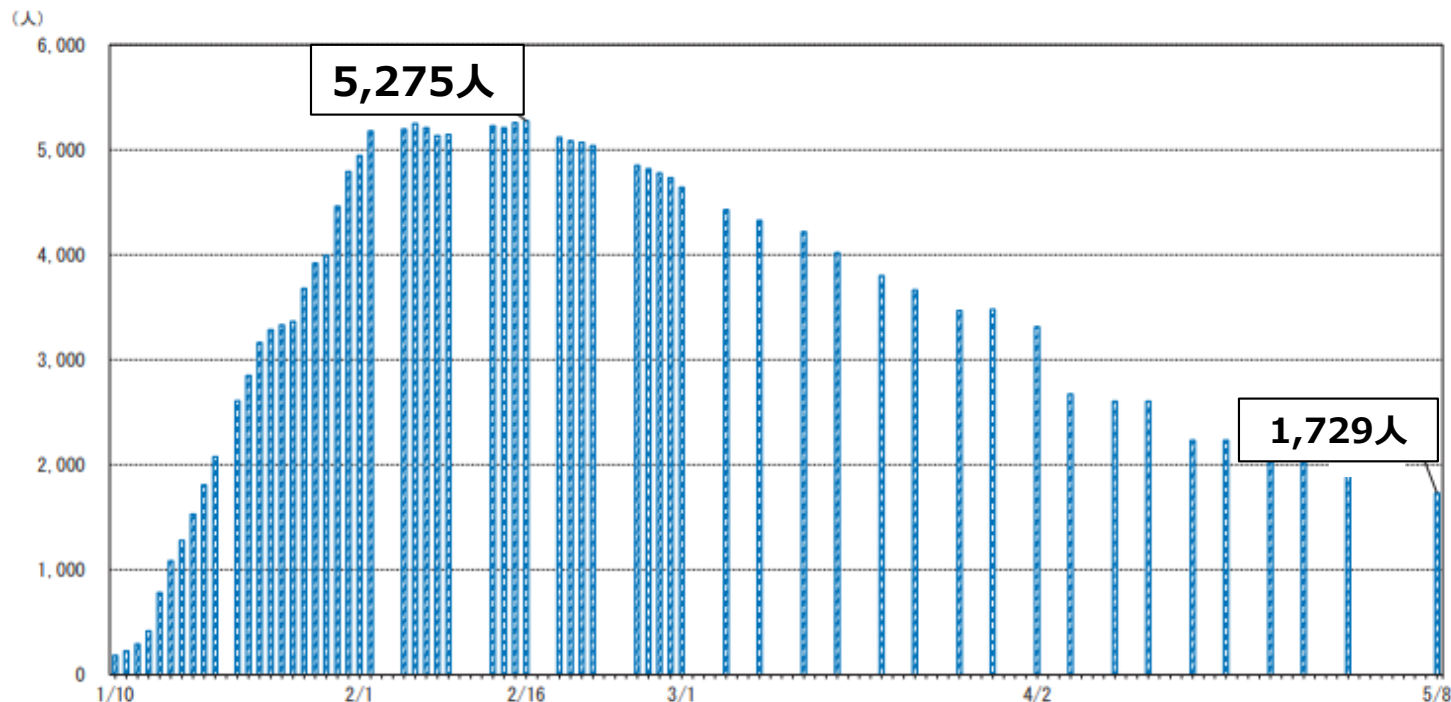
○ 協定に基づく運輸事業者との連携【2次避難所等までの移動支援】



能登半島地震における広域避難（2次避難）の状況

- 能登地域の被災地では、道路の寸断により多くの孤立集落が発生したほか、孤立していない地域においても上下水道や電気等のライフラインの被害により日常生活を送ることが困難となり、特に高齢者等の災害関連死も懸念されたため、石川県において被災者を環境が整ったホテル・旅館等への避難（2次避難）を実施。
- 受入先となるホテル・旅館等を確保するため、観光庁を中心として旅行業界との調整が図られ、**1月9日には約5,000人分の宿泊施設が確保**され、さらに**2月末までの間に全国で約31,000人分が確保**された。
- 令和6年11月28日時点で、石川県の2次避難者数は累計11,817人。

○石川県の2次避難数の推移



注：グラフは1月10日より。石川県による被害等の状況の報告がない日は空白としている。

出典：石川県「被害等の状況について」を基に作成（5月8日現在）

（参照：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-taisakuhonbu.html#higai>）

○石川県の二次避難数の推移（令和6年2月16日現在）



※2月16日現在における2次避難先の状況をすべて図示したものではない。

東京圏及びその周辺における旅館・ホテル等施設数

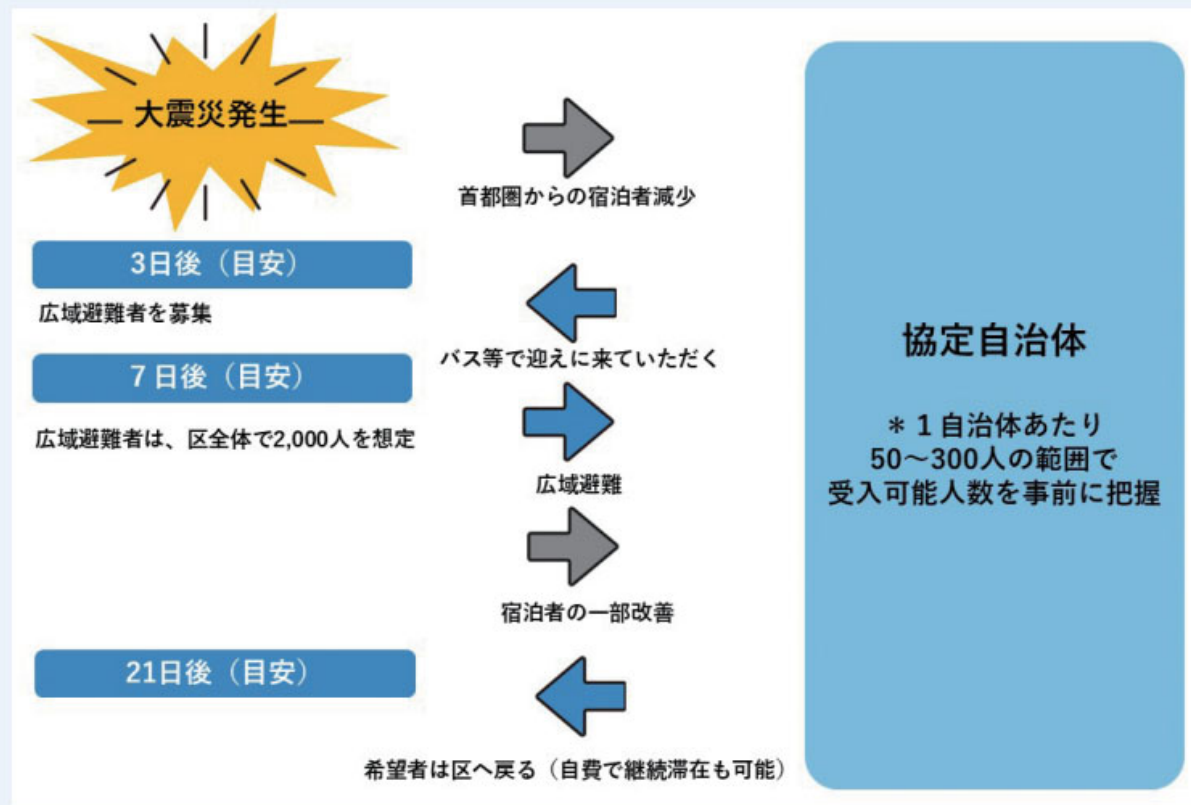
- 首都圏＋静岡県の旅館・ホテルの部屋数は、約54万6千室。
- これを超える避難者を2次避難させる場合は、さらに遠方の旅館・ホテルを活用する必要。

県	旅館・ホテル	部屋数
	施設数	
茨城県	876	28,377
栃木県	1,386	36,688
群馬県	1,125	29,681
埼玉県	694	26,676
千葉県	1,238	61,462
東京都	4,422	208,699
神奈川県	1,297	58,730
山梨県	1,328	27,258
静岡県	2,538	68,149
合計	14,904	545,720

被災地域外への広域避難の取組事例

- 東京都板橋区においては、首都直下地震等の大災害時における区の災害関連死亡者数減少のため、被災していない自治体への「広域避難（都県外広域一時滞在）」が可能となる体制を構築するなどの取組が行われている。

【広域避難の流れ】



【協定締結自治体】

日光市(栃木県)、渋川市(群馬県)、高崎市(群馬県)、沼田市(群馬県)、桜川市(茨城県)、かすみがうら市(茨城県)、鴨川市(千葉県)、都留市(山梨県)、妙高市(新潟県)、田上町(新潟県)、白河市(福島県)、最上町(山形県)、尾花沢市(山形県)

【取組の効果】※

協定締結自治体では、夏休みに区内の子どもたちが各自治体へキャンプに訪れるなど、災害時だけでなく、普段から地域ぐるみで交流を行っている。まったく知らない土地への避難はハードルが高いが、すでに交流があり板橋区民が馴染みのある土地であれば、安心して避難生活を送ることができると考えている。

被災地域外への広域避難

- 全国知事会では、被災県・避難先都道府県において想定される対応など、調整手続きのイメージを作成し、公表。

大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について(報告)(抜粋)
(平成27年7月全国知事会危機管理・防災特別委員会 広域応援推進検討ワーキンググループ)

■想定される主な対応(県外への広域避難を想定したたたき台)

(1) 主体別の対応

① 被災県

被災県は、被災市町村と連携して、以下の対応を行う。

- ・ 非被災県への県外避難者の受入要請(協定締結先、近隣県等)
- ・ 県外避難の呼びかけ、県外避難に関する被災者の意向確認、概数の把握
- ・ 避難先への交通手段の確保(指定地方公共機関、協定締結先の運送事業者)
- ・ 県外避難者の取りまとめ、避難先への移送
- ・ 県外への自主避難者の所在確認、被災者台帳への記載
- ・ 県外避難者への各種情報提供

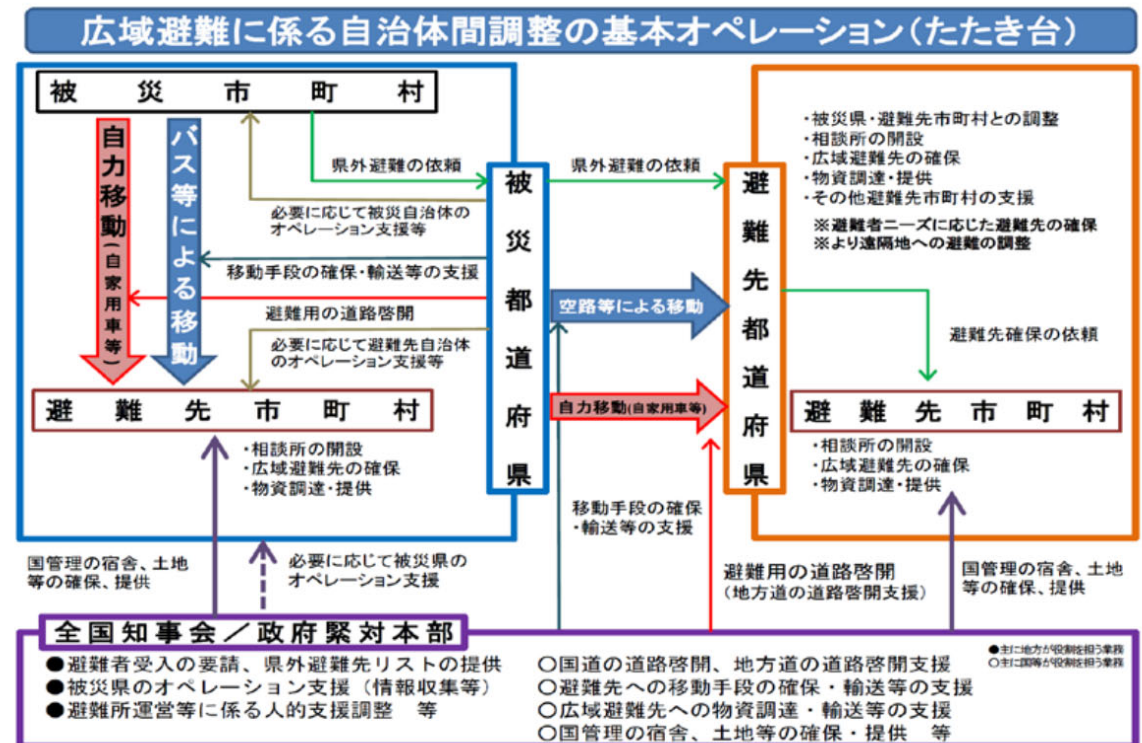
② 被災県の近隣県など非被災県(避難先都道府県)は、管下市町村と連携して以下の対応を行う。

- ・ 受入要請等に基づく県外避難者の受入方針の決定
- ・ **一次避難所や公営住宅など避難者の生活拠点(仮住まい)の確保**
- ・ 避難先への交通手段の確保(指定地方公共機関、協定締結先の運送事業者)
- ・ 県外からの自主避難者の所在確認、被災県(住所地市町村)への情報提供
- ・ 県外避難者向け相談窓口の設置、各種情報提供

(2) 対応に当たっての留意点

○ 広域避難イメージの検討・共有

- ・ 毎年のように全国各地で災害が頻発していることから、**どの都道府県においても、県外避難の実施、あるいは、県外避難者を受け入れて必要な支援を行う可能性があり、県外避難に関するオペレーションを整理しておくことが必要**である。
- ・ **とりわけ発生切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震については、国や関係都府県において被害想定等が公表されていることから、甚大な被害の発生が想定される場合には、被害想定等を踏まえて、県外避難の具体的なオペレーション(県外避難実施の判断、対象者の把握方法、交通手段の確保、移動ルート等)を検討し、ブロック知事会内や近隣県、協定締結先等の関係県と共有しておくことなどの対応が望まれる。**



広域避難者に対する情報提供

- 内閣府では、東日本大震災において、県や市町村の域外に避難する広域避難者に対して、情報、支援物資、サービスの提供に支障が生じた等の課題が生じたことを踏まえ、広域避難者に対する情報提供や福祉サービスの提供等について指針を定めている。
- 能登半島地震発生後、石川県においても、広域避難者向けに郵送で情報発信するとともに、郵送した冊子やチラシ等を石川県HPに掲載している。

■ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 (平成25年8月・内閣府) (令和4年4月改定)

第2 発災後における対応

16 広域一時滞在

- (1) 当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合に、災対法第86条の8等に基づき、当該被災住民の受入れについて、受入先として考えられる市町村の市町村長等に協議すること。
- (2) 協議を受けた市町村長等は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、避難所を提供すること。
- (3) 広域災害時には、被災者の避難先は広く他の都道府県に及ぶことから、被災地域外の避難者が情報過疎に置かれることのないよう、災対法第90条の3に基づき作成する被災者台帳の活用などにより、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット（Eメール、ホームページの開設）等による情報提供を行うこと。
- (4) 広域的に避難した被災者が、受入先の地方公共団体においても、継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮すること。
- (5) 被災地方公共団体が所在を把握できる広域一時滞在者に対しては、地方公共団体間で連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮すること。

【災害対策基本法における広域避難に関する規定(参考)】

- 平成23年東日本大震災において、市町村や都道府県の区域を越えて大規模な住民の避難がなされたことを踏まえ、災害対策基本法が改正(平成24年及び平成25年)され、広域避難に係る協議の手続について、規定が整備された。(災害対策基本法第86条の8から第86条の13)

■ 同一都道府県内の場合(広域一時滞在)

- ・被災市町村長が他の市町村長と協議を行う。
- ・被災市町村長が適当な協議の相手方を見つけれないような場合、都道府県知事が助言を行う。
- ・被災市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、都道府県知事が代行する。
- ・被災市町村長に加え、都道府県知事もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、内閣総理大臣が代行する。

■ 都道府県の区域を越える場合(都道府県外広域一時滞在)

- ・市町村長から要求を受けて、都道府県知事が他の都道府県知事と協議を行う。
- ・都道府県知事が適当な協議の相手方を見つけれないような場合、内閣総理大臣が助言を行う。
- ・都道府県知事がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、内閣総理大臣が代行する。

■ 石川県 広域避難者向け情報発信 (令和6年11月8日発送分)

令和6年11月時点

令和6年能登半島地震「住まいの再建」支援策

自宅再建 希望世帯	民間賃貸住宅 希望世帯	公営住宅 希望世帯
①被災者生活再建支援金 最大300万円 基礎支援金 最大100万円 + 加算支援金 最大200万円 ※公営住宅は対象外		
②自宅再建利子助成給付金 新規住宅ローンの利子の一部を助成 最大300万円 ※公営住宅は対象外	③地域福祉推進支援臨時特例給付金 最大300万円 家財等給付金 最大100万円 + 住宅再建給付金 最大200万円 ※公営住宅は対象外	
④二重ローンの負担軽減 既存住宅ローンの利子の一部を助成 最大50万円	⑤民間賃貸住宅への入居費を助成 初期契約費用 一律20万円	⑥公営住宅への入居費を助成 初期設備費用 一律10万円
⑦引っ越し時の転居費用を助成 一律10万円		
自宅再建	民間賃貸住宅	公営住宅

※住宅ローン等の返済にお困りの方は、『自然災害ガイドライン』を利用しローンの免除・減額を申し出ることができます

制度の詳細はコチラからご覧ください

能登半島地震 住まいの再建 検索

出典：内閣府「大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会（第2回）」資料2

<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hisaishasumai/dai2kai/pdf/shiryo02.pdf>

石川県HP

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/seikatusaikensien/jouhouhasshin1108.html>

広域避難者へのSNS等を活用した情報発信

- 東日本大震災による広域避難者に対しては、各都県等で紙面やHPによる情報提供が行われたが、SNS等の活用により、より広く情報発信が可能となった。
- 能登半島地震においても、り災証明書発行手続の案内など、関係自治体からの支援・情報提供のためにSNS等を活用した情報発信が行われた。

<東日本大震災>

【神戸市】

- ・ 東日本大震災による神戸市内への広域避難者に対しては、被災自治体から神戸市が情報を受け取り、個別に被災者に情報提供を実施。
- ・ 市のFacebook、twitterと併せて、「ひょうご防災ネット」（神戸市や兵庫県からの緊急気象情報や避難情報を発信するメールサービス）等に事前登録があれば、神戸市からの広域避難者にも情報発信が可能。

【岩手県】

- ・ 東日本大震災による県外避難者への情報提供は、基本的には紙ベースで実施。
- ・ 県のFacebook、twitterでは、各地の復興状況を周知する復興局ブログのほか、復興に限らない情報を発信。

【東京都】

- ・ 東日本大震災による東京都内への広域避難者に対しては、HP及び月一回の紙面により、各種相談窓口、避難場所証明書の発行の案内、受入や雇用、医療に関する情報を提供するほか、復興支援に係るtwitterにより、広域避難者へ情報を発信。
- ・ 防災情報に係る公式twitterにより、都民向けにも情報を発信。



※神戸市、岩手県、東京都HP等より内閣府作成

<能登半島地震>

【石川県】

- ・ 県内外の親戚宅や車中泊など、避難所以外で避難生活を送られている被災者を対象とし、LINEまたは電話にて避難先・住所・氏名・生年月日、連絡先（電話番号・メールアドレス）等の情報を登録いただいた方に対して、り災証明書発行手続きのご案内など、関係自治体からの支援・情報提供を実施。
- ・ 公式SNS（X、LINE、Instagram）により、地震関連の情報を発信。



（石川県LINE公式アカウント）

※石川県HP等より内閣府作成

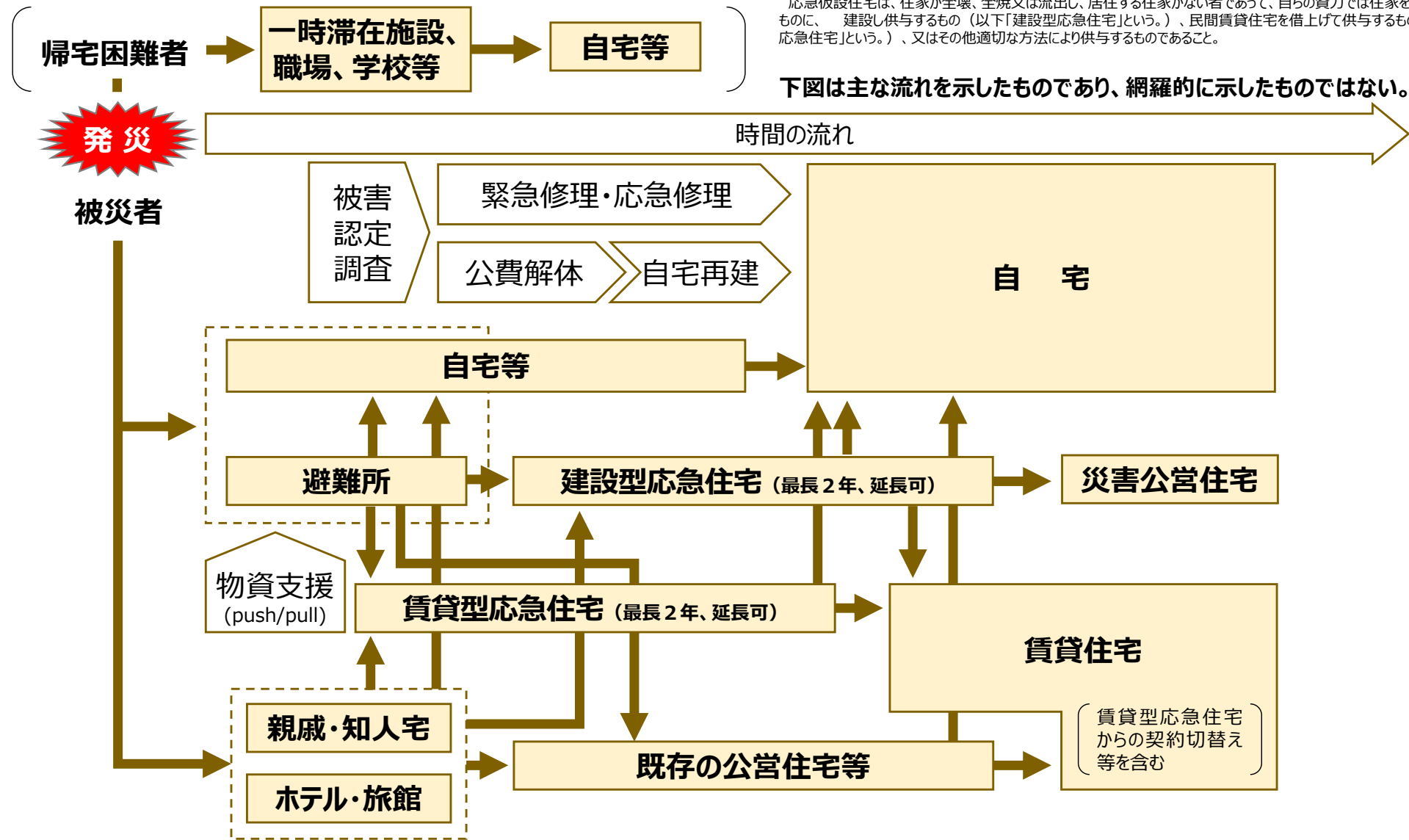
1. 膨大な避難者対策について
- 2. 住まいの確保について**
3. 災害廃棄物対策について
4. 復興事前準備等について

被災者の住まいに関する流れ

- 発災後、被災者の多くは避難所や自宅等で、一部は被災地域外の親戚・知人宅やホテル等で避難生活を継続。
- 食料、水、簡易トイレなど避難生活に必要な物資については、在宅避難者等を含め避難所での受取りが可能。
- その後、応急仮設住宅※に移り、再建後の自宅や災害公営住宅等で徐々に自立した生活に移行。

※ 応急仮設住宅（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準より引用）
応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

下図は主な流れを示したものであり、網羅的に示したものではない。

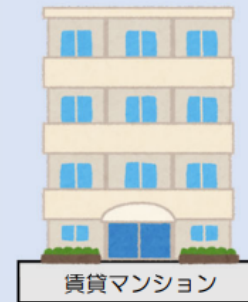


応急仮設住宅の種類

- 災害救助法に基づく応急仮設住宅は、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」、「建設型応急住宅」及び「その他適切な方法」によるものに分類され、応急救助の実施主体である都道府県が被災者に対して供与するものである。
- 応急仮設住宅については、迅速な供与が可能か、コストは適正か、仕様や供給可能戸数に問題がないか等を勘案し、地域の実情に応じて被災者に供与されることが望ましい。

1. 賃貸型応急住宅

(みなし仮設住宅)
例：民間賃貸住宅
(UR賃貸含む)
の借上げ・提供



避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与。

2. 建設型応急住宅

例：プレハブ住宅・木造住宅
の建設
ムービングハウスの設置
など
※ 給排水配管、電気等の接続が必要



プレハブ住宅



木造住宅



ムービングハウス



トレーラーハウス

3. その他適切な方法

例：用途廃止した公営住宅の提供

【参考事例】

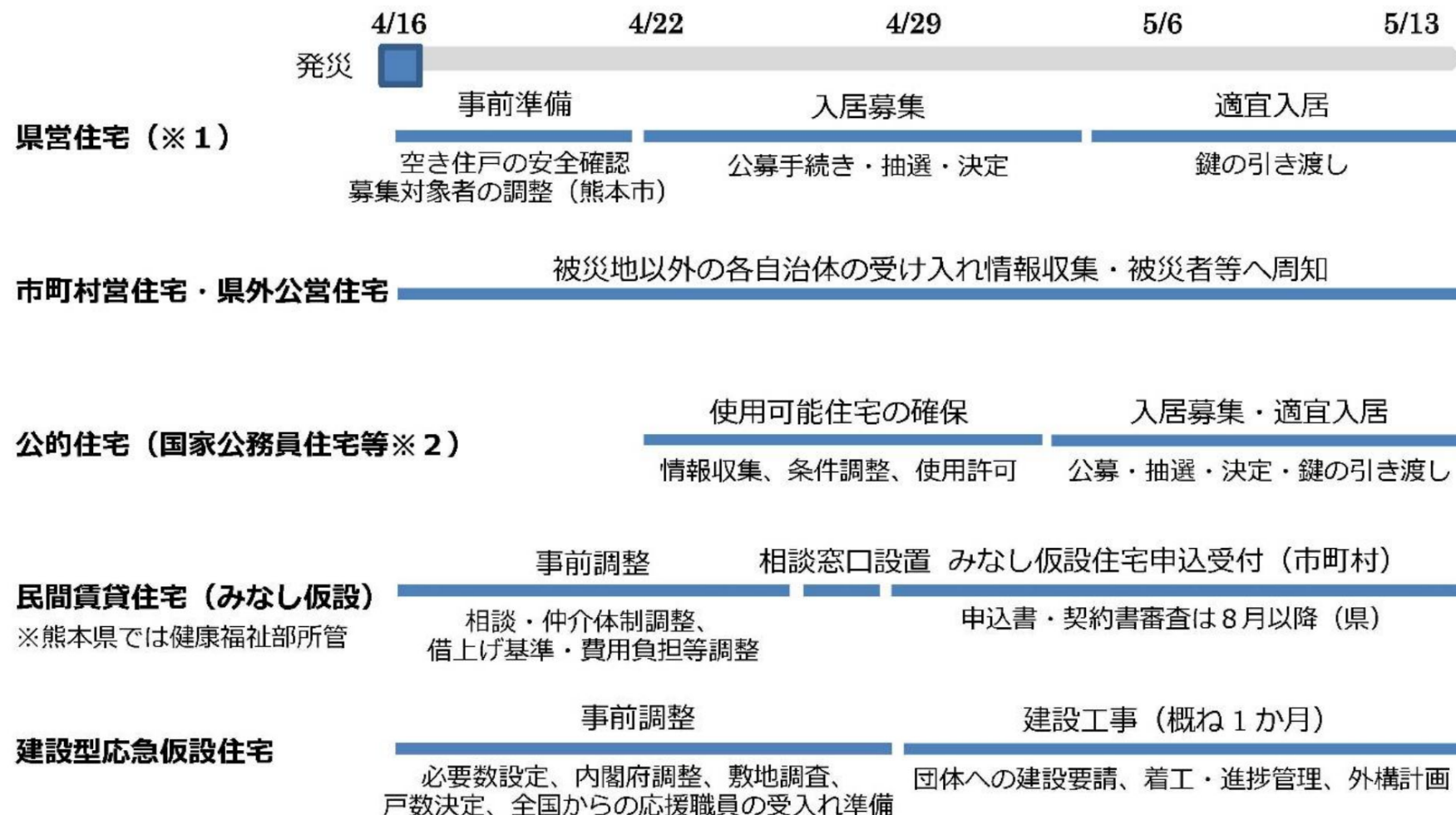
令和2年7月豪雨災害において、熊本県人吉市では市営住宅の空室160戸を用途廃止の上、改修（浴室の耐水・耐熱塗装、エアコン、換気扇及び浴槽・給湯器の設置、壁紙の張替え）等を行い、応急仮設住宅として供与を行った。



仮設期における住まい確保に係るタイムライン（熊本地震）

- 熊本地震においては、発災後、約 1 週間で「公的賃貸住宅の一時提供」がスタート。約 2 週間で「賃貸型応急住宅」「応急修理制度」がスタート。これに続く形で「建設型応急住宅」の着工となった。

＜被災直後のタイムラインの例：熊本県（平成28年熊本地震）＞



資料：九州地方の木造応急仮設住宅の整備に関する標準実務マニュアル

仮設期における住まい確保の実績（熊本地震、能登半島地震）

- 熊本地震においては、応急修理による対応が約 6 割、賃貸型応急住宅が約 3 割、建設型応急住宅が約 1 割程度となっている。
- 能登半島地震においては、令和 6 年 12 月 1 日時点において、賃貸型応急住宅は 4,667 戸受付、建設型応急住宅は 6,882 戸着工している。

<近年の大規模災害における仮設期の住まいづくりの実績（地震）>

■熊本地震における住宅の被害状況（棟数）
（2020.1.10現在）

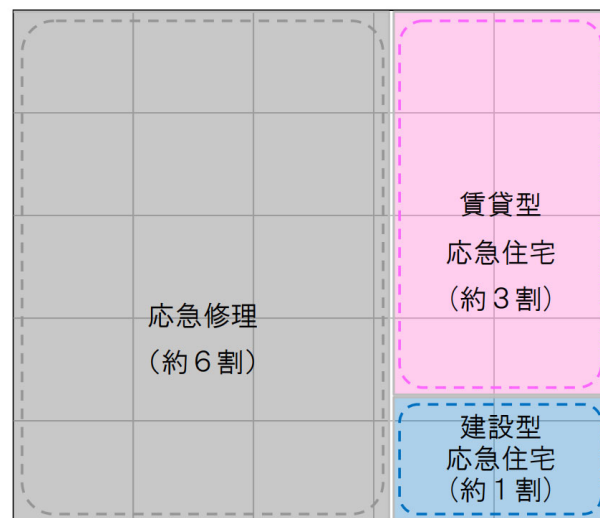
被害状況	棟数
全壊	8,657棟
半壊	34,493棟
全壊＋半壊【合計】	43,150棟
（参考）一部損壊	155,154棟

■熊本地震における仮設期の住まいの供与実績

供給種別		戸数	構成比
応急仮設住宅	賃貸型応急住宅	15,885戸	29.8%
	建設型応急住宅	4,303戸	8.1%
応急修理		33,083戸	62.1%
仮設期の住まい【合計】		53,271戸	100.0%

賃貸型応急住宅は取下げを除く受付件数（最終）
建設型応急住宅は建設戸数（最終）
応急修理は取下げを除く受付件数（最終）

熊本地震（熊本県）



■能登半島地震における住宅の被害状況（棟数）
（2024.11.26現在）

被害状況	棟数
全壊	6,437棟
半壊	23,086棟
全壊＋半壊【合計】	29,523棟
（参考）一部損壊	110,142棟

【参考】能登半島地震における仮設期の住まいに係る実績

供給種別		戸数	構成比
応急仮設住宅	賃貸型応急住宅	4,667戸	20.4%
	建設型応急住宅	6,882戸	30.1%
応急修理		11,298戸	49.5%
仮設期の住まい【合計】		22,847戸	100.0%

賃貸型応急住宅は石川県内の受付件数（2024.12.1現在）
建設型応急住宅は石川県10市町で着工した戸数（2024.12.1現在）
応急修理は取下げを除く受付件数（2024.12.1現在）

賃貸型応急住宅の事前リストアップ

- 全国賃貸住宅経営者協会連合会では、全国47都道府県と災害協定を締結するとともに、応急仮設住宅として利用できる民間賃貸住宅のリストアップを平時から実施している。
- 発災時には災害協定に基づき、登録リストを活用し、被災状況等も踏まえて、被災自治体に利用可能な物件リストの提供等を実施。



公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)

安心ちんたい検索サイト

本日の全国公開物件数 379,668 件

※番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようにご注意ください。
お問い合わせ
みなさん ここ安心
専用無料
電話番号 0120-37-5584

(受付時間：平日9:00～18:00)

●本サイトは、災害時には被災者を対象に、平時には「高齢者等」「外国人技能実習生」「母子家庭」「生活保護受給者」の住宅確保にお困りの方にもご活用頂けることを目的とし、【主に仲介手数料 0.54 ヶ月分(税込)以下】の賃貸住宅情報を掲載しており、物件情報により対象者が異なりますので詳しくは、各物件詳細画面の『条件等』をご確認ください。

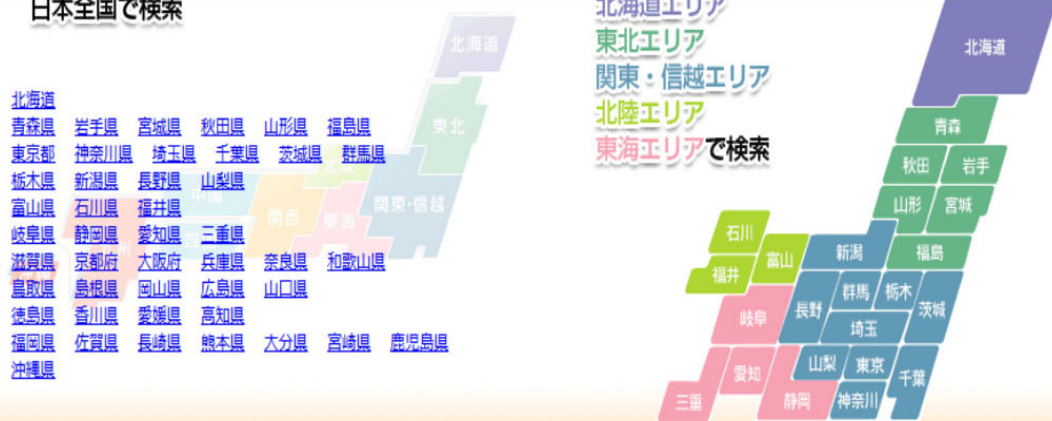
●入居希望対象により、条件が異なりますのでこちらを[クリック](#)し、詳細をご確認ください。

●被災地域につきましては、家主及び不動産会社自体が被災しておりますので、上記入居条件を適用し兼ねる場合がございます。

※「被災者」とは①「罹災証明の有無を問わず、災害を原因として転居が必要な方」②「居住地域における避難勧告の有無を問わず、原発の動向を原因として転居が必要な方」です。

◆本サイトに掲載された民間賃貸住宅への入居や内覧等をご希望の方は、こちらを[プリントアウト](#)し、取扱い店舗にてご提示下さい。

日本全国で検索



〔全国賃貸住宅経営者協会連合会ウェブサイトより〕

災害協定に基づく連携事例

熊本県とちんたい協会は「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を熊本地震発災前に締結していたことから、支援要請を受けると同時に、賃貸住宅管理団体と連携し、以下のような支援に努めた。

- ① 応急危険度判定業務に係る支援
- ② 民間賃貸住宅の空き家情報の提供
〔コールセンターの設置と人員配置〕
- ③ 応急借上げ住宅に係る相談窓口対応
〔同上〕
- ④ 補修後に応急借上げ住宅として活用する民間賃貸住宅の空き室情報の提供
〔同上〕
- ⑤ 応急借上げ住宅として活用する民間賃貸住宅の補修に係る説明会の実施

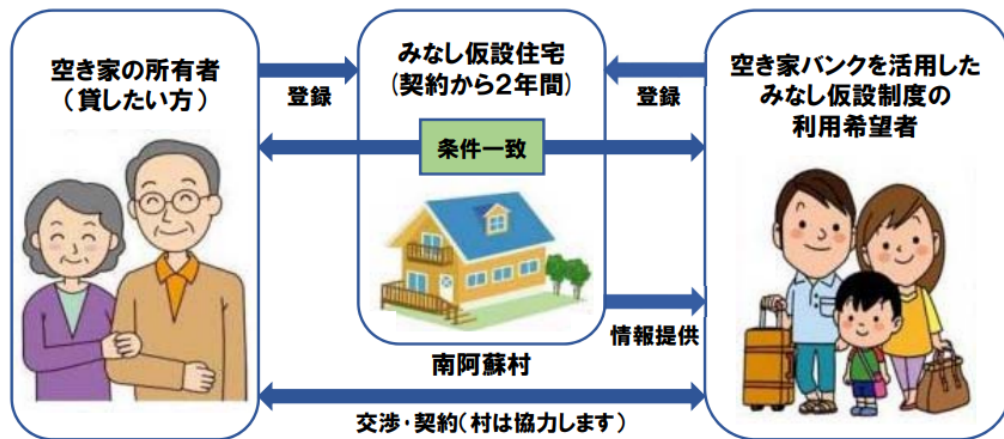
〔全国賃貸住宅経営者協会連合会「平成28年熊本地震に学ぶ民間賃貸住宅を活用した新たな被災者支援のあり方〔被災者支援報告書〕」より〕

応急仮設住宅としての空き家の活用

○ 熊本地震では、応急仮設住宅として、空き家バンクに登録された住宅を被災者に貸与する事例が生まれている。

【空き家バンクに登録された住宅の活用】

➤ 南阿蘇村では、空き家バンクに登録された住宅を、熊本地震で被災した被災者に対し、応急借上げ住宅として貸与している。
 応急借上げ住宅の期限後は、当事者同士の契約により住み続けることも可能となっている。

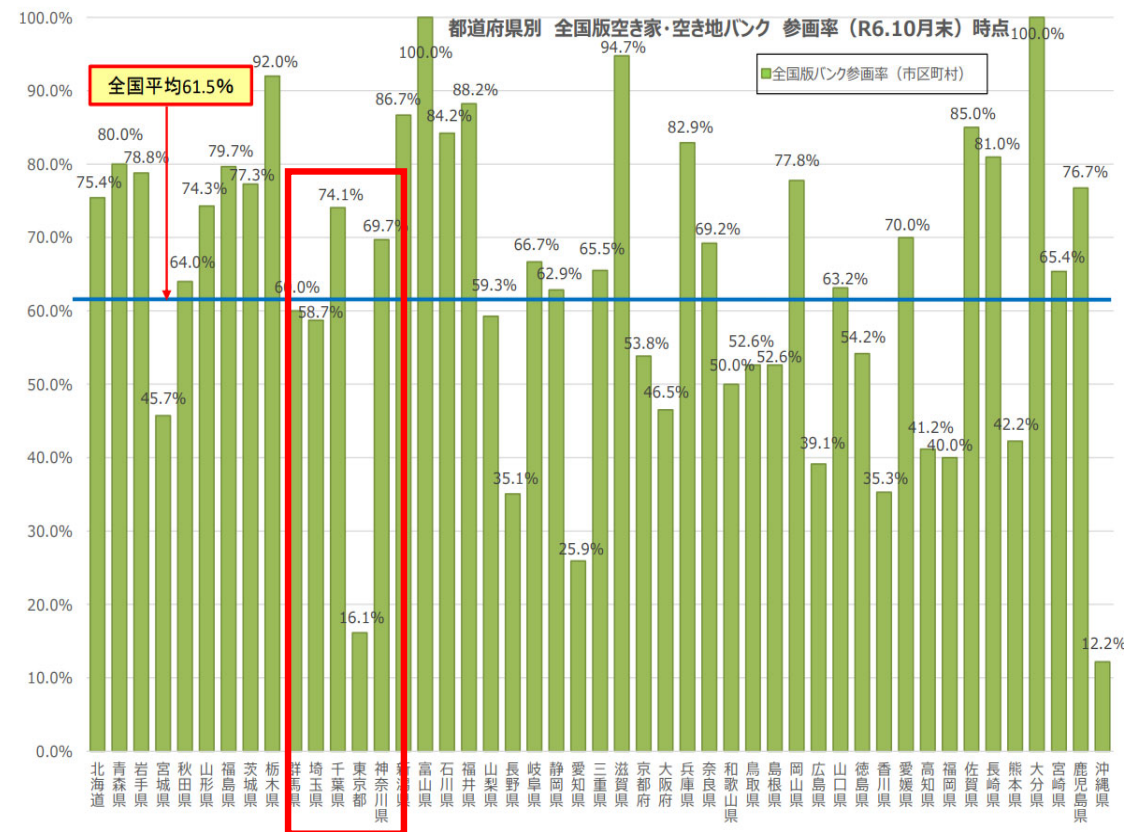


【制度概要】
 空き家バンクに登録された空き家をみなし応急仮設住宅として活用するもの。
 ※一部改修が必要な空き家は、改修費等の(貸す人が負担)の補助あり。(賃貸契約成立後、60万円を上限に改修費等の3割を補助。)

【復興に向けて】
 南阿蘇村では、仮設住宅、みなし仮設住宅の期限である震災から2年経過後に、自己資金で住居を再建できない人、村に戻ってきたい人に向け、空き家バンクの登録件数を増やすべく、村内全域を対象とした空き家探し調査を平成28年10月1日から実施予定。(空き家の立地状況(使用可能・不可能)・空き家修繕の必要性等)

(熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ(第3回)資料)

【都道府県別 全国版空き家・空き地バンク参画率(市区町村)】 (R6.10月末時点)



公営住宅等の貸与（能登半島地震）

- 国土交通省は、令和6年4月1日現在で、**即入居可能な公営住宅等を全都道府県において約9,300戸確保**し、入居済み戸数は約800戸となっている。また、高齢者が安心して暮らせるよう各種相談等に対応する「生活支援アドバイザー」を配置した**UR賃貸住宅を全国で300戸確保**。
- また、財務省は、4月1日現在で、**北陸4県の即入居可能な国家公務員宿舎等の情報として、新潟県107戸、富山県188戸、石川県139戸、福井県101戸を提供**しており、石川県の要請を受け、石川県の国家公務員宿舎105戸の使用を許可。

○ 被災者を対象とした公営住宅の入居資格緩和の例：東京都

（1）資格要件（抜粋）

申込者および同居親族が、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住し、東京都営住宅条例第7条第1項に基づく使用者の資格の特例を受ける方であること。ただし、災害発生の日から3年以内に限ります。

なお、ここでいう滅失とは、全壊・全流出・全焼のことをいいます。

（2）緩和される入居資格（抜粋）

- ・家族向および単身者向の入居資格のうち「申込者が東京都内に居住していること」は適用しません。
- ・家族向および単身者向の入居資格のうち「所得が定められた基準内であること」は適用しません。
- ・申込者および同居親族に住宅または土地を所有している方がいる場合でも、上記対象地域に記載されている地域内で滅失したものについては、所有していないものとみなします。

○ 能登半島地震被災者を対象とした公営住宅の貸与等状況 （令和6年7月23日）

① 公営住宅等の空室提供

○ 公営住宅等

	石川県内	富山県内	福井県内	愛知県内	大阪府内	東京都内	その他	全国
確保戸数	838戸	508戸	92戸	235戸	219戸	140戸	7,428戸	<u>9,460戸</u>
入居決定戸数	<u>494戸</u>	<u>99戸</u>	<u>14戸</u>	<u>41戸</u>	<u>58戸</u>	<u>60戸</u>	<u>203戸</u>	<u>969戸</u>

- 国家公務員宿舎等として、**石川県内 139戸**〔104戸について県に使用許可〕、新潟県内107戸、富山県内188戸、福井県内101戸を確保

- UR賃貸住宅を全国で**300戸確保**〔入居決定11戸〕
※高齢者からの生活相談に対応可能

② 民間賃貸住宅の空室提供

- 石川県内の提供可能戸数：約4,500戸〔入居決定4,204戸〕
石川県から近隣県に転居する場合の提供可能戸数：
新潟県：1,000戸、富山県：1,500戸、福井県1,200戸

出典：内閣府「令和6年版 防災白書」

https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r6_tokushu2_2.pdf

出典：東京都「都営住宅入居者募集サイトポータルページ」

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/teiki0511/06-2.html

出典：内閣府「被災者支援のあり方検討会（第8回）」

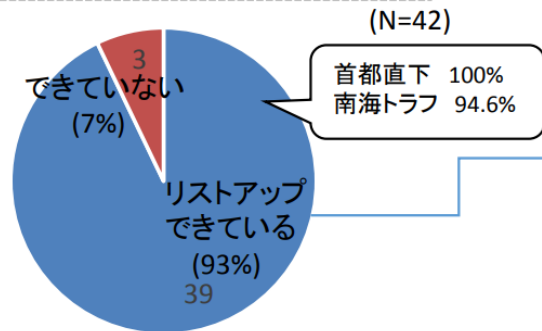
https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hisaisha_shien/dai8kai/pdf/shiryo3.pdf

建設型応急住宅の建設候補地の確保

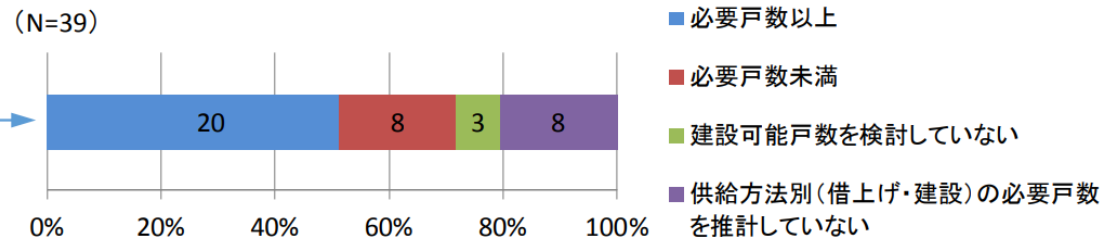
- 首都直下地震により住宅被害が想定されている都県においては、建設型応急住宅の建設候補地をリストアップ済み。
- 用地管理者との調整済みの割合は44%。

➤ 9割以上の都道府県は建設候補地のリストアップができています。一方、必要戸数以上の建設候補地をリストアップできていると回答した都道府県は約5割。

Q 応急建設住宅の建設候補地のリストアップはできていますか。



Q リストアップできていると回答したうち、応急建設住宅の必要戸数建設に満たしていますか。



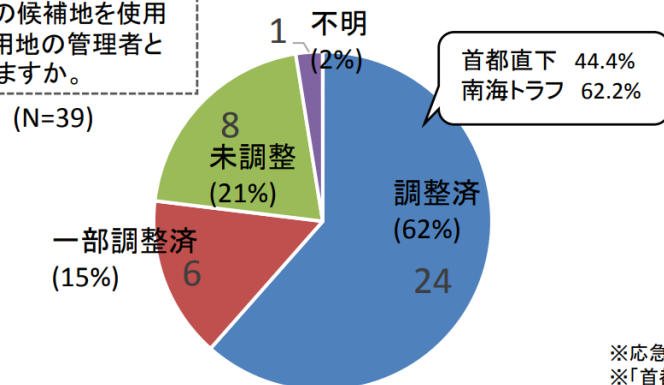
※応急仮設住宅等に関するアンケート調査結果(平成28年12月)
※「首都直下」「南海トラフ」は首都直下地震、南海トラフ巨大地震により住宅被害が想定されている都道府県の集計結果

11

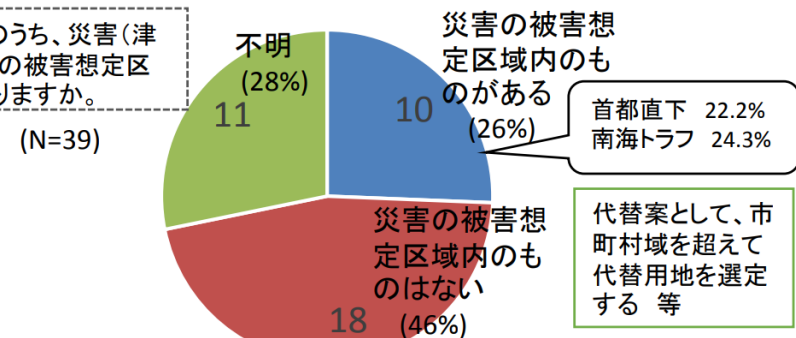
【用地管理者との調整等】

- 建設候補地をリストアップしている都道府県(39団体)のうち、公有地の用地管理者と調整済の都道府県は約6割。
- また、建設候補地に津波や土砂災害などの被害想定区域内のものがある都道府県が少なくない。

Q 公有地の候補地を使用するため、用地の管理者と調整していますか。



Q 建設候補地のうち、災害(津波・土砂災害等)の被害想定区域内のものがありますか。



※応急仮設住宅等に関するアンケート調査結果(平成28年12月調査)
※「首都直下」「南海トラフ」は首都直下地震、南海トラフ巨大地震により住宅被害が想定されている都道府県の集計結果

○ 東京都では、被災後、速やかに建設型応急住宅を供給できるよう、区市町村は、平常時から建設予定地の定期的な把握を行っている。

- ・区市町村は、以下の点を考慮の上、公有地(公園や広場等)を中心に、定期的に調査を行い、あらかじめ新規建設型の応急仮設住宅の建設予定地を決定している。

- ① 接道及び用地の整備状況
- ② ライフラインの状況
- ③ 避難場所などの利用の有無

・都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくため、年1回区市町村に報告を求めている。

・被災後、東京都は建設予定地の中から建設地を選定する。

・選定にあたり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通する外、民有地の一時使用についても検討する。

[illegible]

管理用図面（現況図）例

施設名	国立▲▲公園
所在地	東京都▲▲区▲▲-1-1
敷地面積	7,800㎡
可容整備住宅 数（計画段階）	2,100戸

林道

多目的広場

芝生広場

林道

トイレ

0 5 10 15 20 30m

0 5 10 15 20 30m

凡例：道路 —— E —— 河川 —— O —— 土壌線 —— 水 —— 下水道 —— Y —— 境界 —— F ——

施設敷地
公共施設用地施設予定

被災地短期借地権による用地の確保

- 平成25年に制定された『大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法』（被災借地借家法）により、「被災地短期借地権」が創設され、政令で指定された大規模な火災、震災その他の災害の地区において、存続期間を5年以下とし、かつ、契約の更新のない借地権の設定が可能。
- これにより、一時的に応急仮設住宅や仮設店舗等に土地を貸すなど、被災地における土地利用のために活用することが期待される。

<借地権の種類>

		存続期間	利用目的	契約方法	借地関係の終了	契約終了時の建物
定期借地権	一般定期借地権 (借地借家法第22条)	50年以上	用途制限なし	公正証書等の書面で行う。 ①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物の買取請求をしない という3つの特約を定める。	期間満了による	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する
	事業用定期借地権 (借地借家法第23条)	10年以上50年未満	事業用建物所有に限る(居住用は不可)	公正証書による設定契約をする。 ①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物の買取請求をしない という3つの特約を定める。	期間満了による	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する
	建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)	30年以上	用途制限なし	30年以上経過した時点で建物を相当の対価で地主に譲渡することを特約する。 口頭でも可。	建物譲渡による	①建物は地主が買取る ②建物は収去せずに土地を返還する ③借地人または借家人は継続して借家として住まうことができる
	被災地短期借地権 (被災借地借家法第7条)	5年以下	用途制限なし	公正証書等の書面で行う。 ①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない という2つの特約を定める。	期間満了による	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する
普通借地権		30年以上	用途制限なし	制約なし 口頭でも可	①法定更新される。 ②更新を拒否するには正当事由が必要。	①建物買取請求権がある。 ②買取請求権が行使されれば建物はそのまま土地を明け渡す。 借地関係は継続される。

※上記の他、一時使用目的の借地権（借地借家法第25条）がある。

〔国土交通省HP資料に内閣府加筆〕

被災地短期借地権の活用

- 東京都は、『東京都震災復興マニュアル（復興プロセス編）』を策定し、多くの都民や団体が協働し連携して取り組む「地域協働復興」を提案し、自助・共助・公助の連携による復興や基本的な考え方を示すとともに、住民が積極的に復興を進めるための仕組み等を提示することで、復興のプロセスを明らかにしている。
- この中で、オープンスペースとなっている公有地が確保できない地域では、東京都では区市町村等と連携し、被災地短期借地権を活用して民有地を一定期間借地できるようにすることで、仮設住宅や仮設店舗等の供給・確保を進めることとしている。
- また、被災地短期借地権を利用した土地の賃貸借契約締結手続きにあたっては、不動産鑑定士や税理士等の専門家を派遣する等の支援も行うこととしている

『東京都震災復興マニュアル（復興プロセス編）』（H28.3修正）【抄】

3 時限的市街地づくり※

(3) 時限的市街地づくりの仕組み

地域復興協議会のこうした主体的な活動に応じて、区市町村は「協働復興区」の認定を行い、東京都は区市町村と緊密な連携を図りながら、被災地短期借地権を活用した土地の確保や、住宅や店舗など仮設建築物の供給・確保などを支援します。

(4) 時限的市街地づくりのための具体的施策

都は、地域復興協議会が円滑に時限的市街地づくりを行えるよう、区市町村等と連携を図りながら次の施策を実施します。

仮設建築物用地一時貸借のための支援

協働復興区における時限的市街地づくりのために必要な土地は、公園や緑地などオープンスペースとなっている公有地が候補となります。そうした用地が確保できない地域では、被災した民有地のがれきを除去し、その跡地を時限的市街地の用地として活用することが必要になるため、都は、区市町村等が民有地を一定期間借地できるよう支援します。

<主な支援内容>

● オープンスペース情報の提供

● 被災地短期借地権を利用した土地の賃貸借契約締結支援（不動産鑑定士、税理士等の派遣）

※時限的市街地づくり：時限的な生活の場として、応急仮設住宅、店舗、事業所や利用可能な残存建築物から成る仮設市街地を必要に応じて整備するもの

〔東京都HPより内閣府作成〕

首都直下地震における建設型応急住宅の需給関係と供給完了までの期間

- 可能な限り賃貸用の空き家を活用したとしても、大量の応急仮設住宅が必要な地域がある。
- 首都直下地震では、東京都において約8万戸の応急仮設住宅が必要であり、建設完了までに8ヶ月を要する。

■ 応急建設住宅の供給完了までの期間（ブロック内で必要戸数を建設する場合）

首都直下地震	応急仮設住宅 想定必要戸数	応急借上げ住宅 供与戸数※ ¹	応急建設住宅 必要戸数※ ²	供給完了までの期間※ ³
茨城県	3,754	3,754	—	—
栃木県	207	207	—	—
群馬県	239	239	—	—
埼玉県	110,114	110,114	—	—
千葉県	69,473	69,473	—	—
東京都	567,050	489,600	77,450	8ヶ月
神奈川県	192,906	192,906	—	—
山梨県	5	5	—	—
静岡県	5	5	—	—
計	943,753	866,303	77,450	—

※ 1・・・可能な限り賃貸用空き家に対応した場合で各県ごとの戸数を合計したもの。実際には、既存の空き家が全て応急借り上げ住宅として活用できるわけではない。

※ 2・・・ブロック内で必要戸数を確保しようとする場合。

※ 3・・・プレハブ建築協会会員（規格建築部会）企業によるブロック毎の応急建設住宅供給能力（6か月以内累計）を踏まえ推計。

災害公営住宅の供給に係る支援

- 激甚災害に該当する場合の災害公営住宅の建設に当たっては、国による補助率が3/4、地方自治体負担分の1/4を地方債による起債が可能とされている。

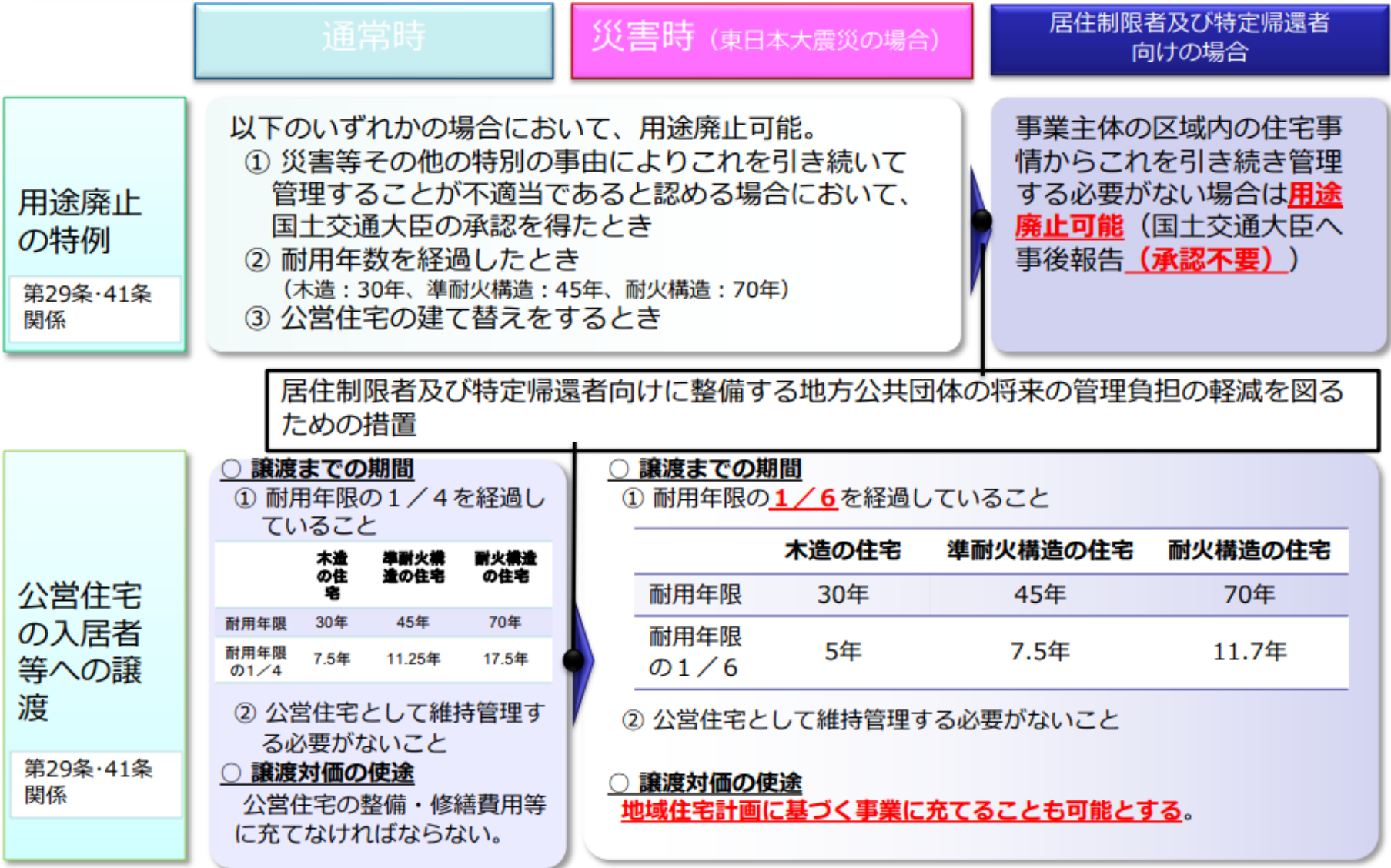
			一般の公営住宅	災害公営住宅（一般災害）	災害公営住宅（激甚災害）
根拠となる法律			公営住宅法	公営住宅法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）
指定要件				※①または② ①被災地全域で500戸以上の住宅が滅失した災害 ②市町村の区域内で200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失した災害	被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等 （100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失した市町村の被災者向けに整備する場合に適用）
入居対象	入居者資格		収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	災害発生の日から3年間は、当該災害により滅失した住宅に居住していた者について収入要件なし（※1）
	入居者制限 （補助の特例適用時）			災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者	災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者
整備戸数の上限				滅失戸数の3割	滅失戸数の5割
補助率	整備	建設・買取	国：概ね1/2 地方：概ね1/2	国：2/3 地方：1/3	国：3/4 地方：1/4
		借上 （共同施設整備費のみ対象）	国：2/3×1/2 地方：2/3×1/2 民間：1/3	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5
	家賃低廉化		20年間 概ね1/2	20年間 2/3	当初5年間 3/4 6～20年目 2/3
地方財政措置			地方債（充当率100%）	地方債（充当率100%）	地方債（充当率100%）

※1 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に該当する地域（次の①～③のいずれか）に限る。

- ①当該都道府県・隣接都道府県で住宅が4,000戸以上滅失かつ当該市町村で100戸以上又は1割以上滅失、
 - ②当該都道府県・隣接都道府県で住宅が2,000戸以上滅失かつ当該市町村で200戸以上滅失、
 - ③当該都道府県・隣接都道府県で住宅が1,200戸以上滅失かつ当該市町村で400戸以上又は2割以上滅失。
- 熊本地震において適用を受ける市町村は※1に同じ。

避難者等向け災害公営住宅の用途廃止・譲渡処分の特例（東日本大震災）

- 東日本大震災においては、居住制限者及び特定帰還者向けに整備した災害公営住宅に係る将来の管理負担の軽減を図るため、柔軟な用途廃止や入居者等への譲渡を可能とするよう措置された。



建設型応急住宅の恒久的な活用

- 能登半島地震では、被災直後には迅速かつ大量に供給可能な従来型のプレハブ構造の応急仮設住宅の建設が進められたが、復興段階以降は、入居期間終了後も市町営住宅へ転用され、故郷に住まいを継続できる「まちづくり型（熊本モデル）」、「ふるさと回帰型（石川モデル）」の応急仮設住宅の建設も進められた。

	従来型	まちづくり型（熊本モデル）	ふるさと回帰型（石川モデル）
目 的	迅速かつ大量に供給し、避難所生活を早期解消 	里山里海景観に配慮した新たなまちを整備 	地元集落を離れ、みなし仮設等で生活する被災者がふるさとに回帰 
構 造	プレハブ※	木造（長屋）	木造（戸建風）
建設時期	被災直後～	復興初期～	復興中期～
団地規模	30～100戸以上	10～50戸程度	5～10戸程度
工 期	5週間程度	2ヶ月程度	2ヶ月程度
建 設 地	グラウンド、公園 等 (将来的に撤去必要)	市街地や近郊の まとまった空き地 等	集落内の空き地 等
終了後 入居期間	建物	市町営住宅への転用 等	市町営住宅への転用 等
	土地		
	撤去(リース形式)		
	現状回復		

※ 従来の組立型に加え、移動式住宅も活用

1. 膨大な避難者対策について
2. 住まいの確保について
- 3. 災害廃棄物対策について**
4. 復興事前準備等について

災害廃棄物処理の流れ

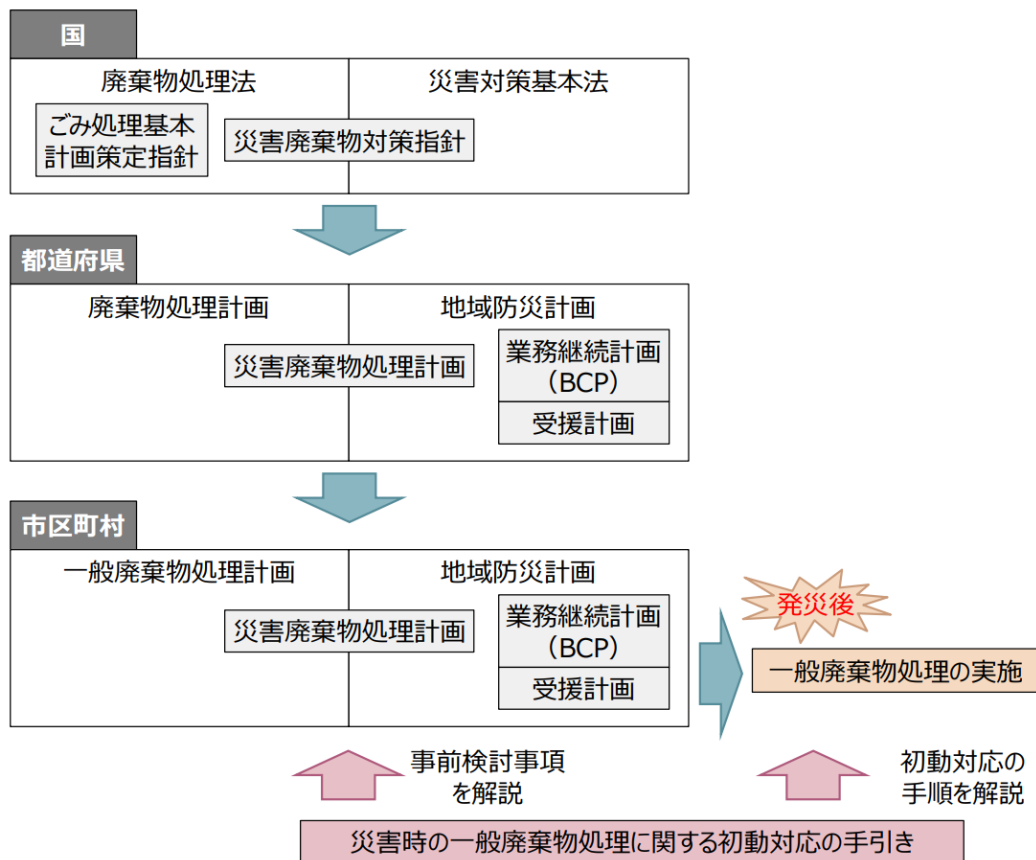
- 災害廃棄物は、被災現場から仮置場を経由して処理処分・再生利用される。
- 一次仮置場は、市町村が設置・管理する、災害廃棄物（特に片付けごみ）を一時的に置くための場所であり、総合公園の駐車場やグラウンド位の面積に、10品目程度に大まかに分別しながら災害ごみを集積する。
- 一次仮置場で集めた災害廃棄物を処理施設に持ち込む前に、さらに細かい分別が必要な場合には、二次仮置場を設置。二次仮置場では、移動式の破砕機、バックホウ等の重機、仮設の選別施設、手選別のラインなどにより細かい選別を行う。



災害廃棄物処理計画について

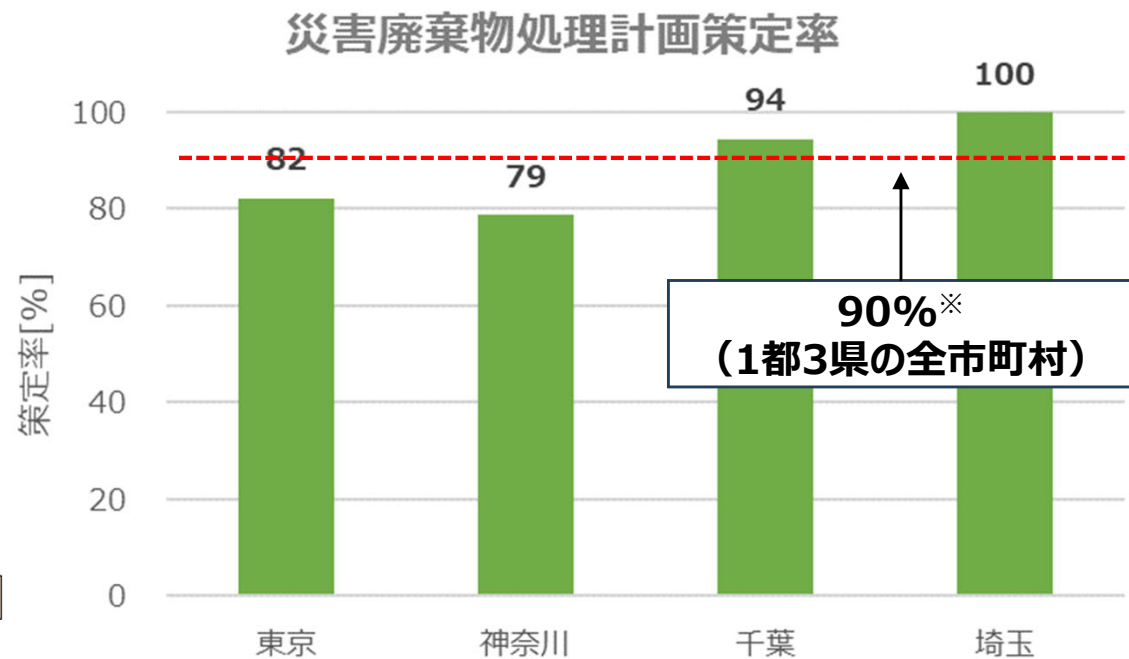
- 災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物の処理を完了するまでに必要な事項を網羅的にまとめた計画であり、発災時に必要に応じて策定する災害廃棄物処理実行計画の基礎となるもの。
- 環境省は、全国の自治体職員が、災害廃棄物処理計画を見直す際や計画を策定する際に、「計画に記載しておくべき事項」「計画の実効性を向上させるために重要な事項」について確認するためのガイドラインを作成。
- **首都直下地震緊急対策推進基本計画**では、地震時の災害廃棄物処理の迅速化を図ることを目的に、**災害廃棄物処理計画の策定率を100%**（1都3県の全市町村）に近づけることを目指すとされており、**令和5年3月末時点で90%※の策定率**となっている。（平成26年42%（1都3県の全市町村））

■ 災害廃棄物処理計画



■ 災害廃棄物処理計画策定率（1都3県全市町村）

（令和5年3月末時点）



※ 1都3県の全212市町村のうち191市町村が策定済み。

出典：環境省「災害廃棄物処理計画の策定状況」をもとに内閣府防災作成
http://kouikishori.env.go.jp/strengthening_measures/formulation_status/pdf/formulation_status_r0503.pdf

東京都災害廃棄物処理計画【概要版】（令和5年9月改定）

- 東京都においては、平成29年6月に東京都災害廃棄物処理計画を策定。災害廃棄物処理の実効性向上等の最新の知見を反映し、令和5年9月に計画を改定。

視点1：災害廃棄物の処理の実効性向上

- 令和4年5月に、首都直下地震の被害想定が見直され、近年の耐震化の推進等により災害廃棄物の推計発生量は減少したものの、推計発生量は依然として膨大であり、効率的に処理していくことが必要
- 災害廃棄物を円滑に処理するとともに、リサイクルを推進していくためには、災害廃棄物を一時的に分別、保管、処理するために設置する仮置場を効率的に運営するとともに、処理困難物等の着実な処理が重要

主な処理困難物等（一例）

【仮置場の効率的な運営方法を提示】

- 最新の知見に基づき、災害廃棄物の処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物を処理する運営方法を整理（一定量仮置後処理⇒随時処理へ）

【処理困難物等の処理の留意点等を提示】

- 危険物や平常時に区市町及び一部事務組合で直接処理していないものなどについて、主な処理先や処理の留意点を整理

品目	主な処理先	処理の留意点
廃タイヤ	・民間処理施設 （リサイクル施設）	・一度燃えだすと消火が困難となるため、野積みした場合、山と山の間に距離を開ける必要がある。また、ひと山の面積は、消防法の規定により500㎡が上限である。

視点2：各主体との役割分担の整理・連携強化

- 過去の災害では、発生した廃棄物の性状と処理施設側で受入可能な廃棄物との性状のギャップが発生しており、区市町村と一部事務組合において、平時から連携を強化し、ギャップの解消を図ることが必要
- 被災自治体の事例では、業界団体と災害廃棄物の処理に係る協定を締結していたものの、事前に業務内容の詳細を決めておらず、発災後に協議を開始したため、初動期の対応に遅れが発生

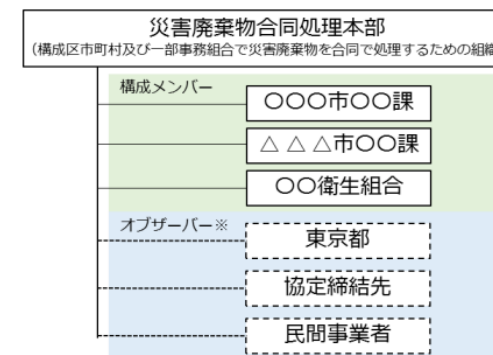
【災害廃棄物合同処理本部の設置を提案】

- 発災時の合同処理本部の立ち上げ条件や、指揮命令系統を検討
- 一部事務組合での受け入れ条件（種類・性状）や処理可能量の整理など、災害廃棄物を合同で処理するマニュアル等を整備

【業界団体との連携を強化】

- 都と業界団体（東産協等）で締結している協定に基づき、平時から区市町村と事業者が具体的な調整を図れるよう都がコーディネート

合同処理本部のイメージ



※都内の被害状況等に応じて、参加の可否について判断

首都直下地震において想定される廃棄物の量とその措置の考え方について

- 災害廃棄物対策において、災害の規模と適用する措置の考え方が整理されている。
- 首都直下地震発生時の推定災害廃棄物量は最大で約1.1億トン（東日本大震災との比較で約5倍）が想定されており、災害対策基本法に基づく環境大臣による代行を実施することとされている。

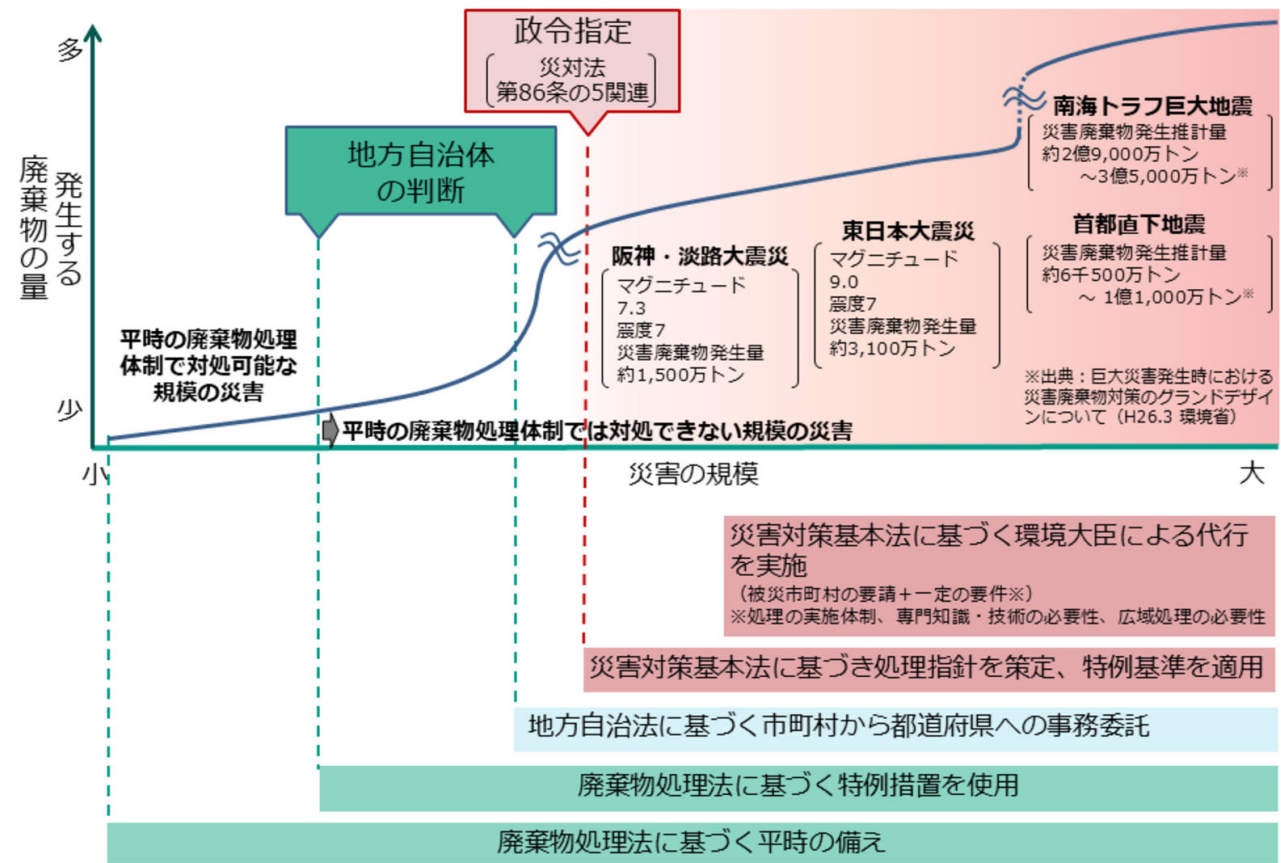
■ 首都直下地震の災害の規模及び想定する廃棄物の量

	首都直下地震 (局所的・大規模地震)
特徴	・ 狭い地域に膨大な量の災害廃棄物が発生し首都機能が麻痺 ・ 首都機能回復のため早期処理が必要 ・ 廃棄物関連中枢機能喪失
1) 推定災害廃棄物量 (東日本大震災比較)	2) 最大 約1.1億トン (約5倍)

出典：

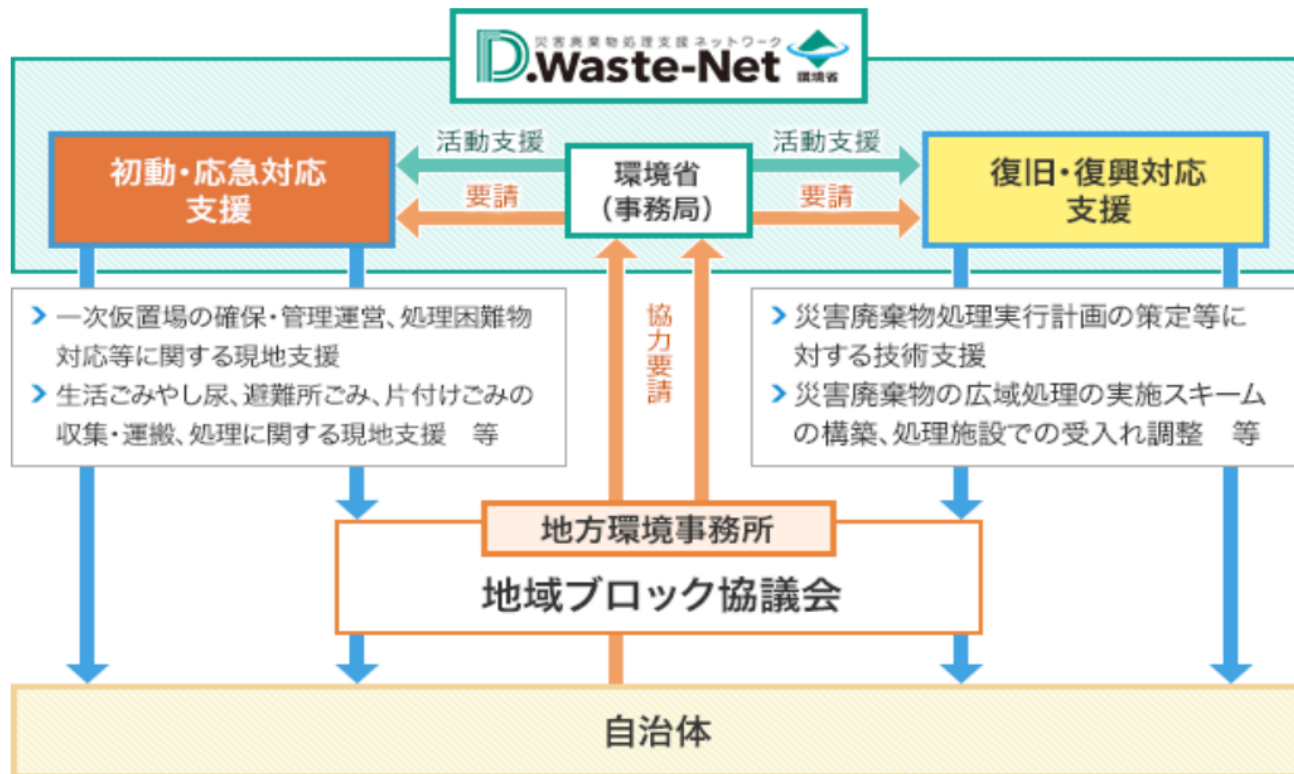
- 1) 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ」平成26年3月 環境省 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会
- 2) 内閣府の推計値（首都直下地震：1億トン）よりも大きな数値となった理由として、内閣府の推計値が全壊のみを対象としたのに加え、グランドデザインでは、半壊・床上浸水・床下浸水を被害想定に追加したものである。

■ 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



東京都の災害廃棄物処理に係る広域応援体制

- 災害廃棄物処理に係る人材や資機材が不足し、都内だけでは十分な体制が構築できない場合、都内の各自治体が事前に締結した個別協定により対応。
- 次に、都内各自治体間での相互支援を促進。
- D.Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等、その他広域連携については、都が窓口となって、環境省を通じて要請を行う。



【D.Waste-Netの主な構成メンバー】

- ・有識者
- ・地方自治体関係者
- ・関係機関の技術者
- ・関係業界団体 等

(出典) 環境省 災害廃棄物情報サイト

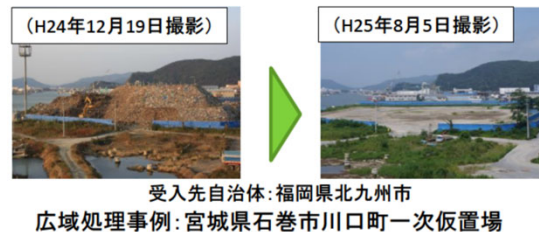
災害廃棄物の広域処理について

- 災害により発生する災害廃棄物については、仮設焼却炉等による処理など被災地で処理しきれない分については、全国の処理施設での処理が行われる。
- 東日本大震災では、1都1府16県において約62万トンの災害廃棄物（うち、民間での受入量は約46万トン）が受入れ・処理された（平成26年3月末に全量受入れ済み）。
- 能登半島地震では、家屋等解体により大量に発生する災害廃棄物を処理するため、広域処理が進められている。

■ 東日本大震災

- 岩手県では約420万トン（通常年間処理量の約9年分）、宮城県では約1,110万トン（約14年分）の災害廃棄物が発生。
- 1都1府16県で約62万トンの災害廃棄物が広域処理され、
 - ・ 可燃物・木くず（焼却）の約1割（仮設焼却炉の立地制約の大きな岩手県では24%）
 - ・ 不燃混合物や漁具・漁網（埋立）の4割強の処理に貢献。

膨大な量の災害廃棄物が発生

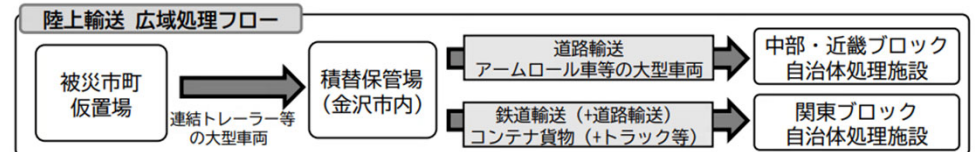


災害廃棄物処理に占める広域処理の割合

	岩手県	宮城県	2県合計
可燃物・木くずの焼却	24%	5%	9%
不燃混合物等の埋立	55%	32%	41%

■ 能登半島地震

- 石川県のみで災害廃棄物が約332万トン発生すると推計されている（令和6年8月時点）。
- 令和7年10月までの公費解体完了、令和7年度末までの処理完了に向け、県外での広域処理を推進することとされており、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、環境省から中部ブロック内へ広域処理の協力を依頼するとともに、輸送の効率性を考慮し、近畿ブロックや鉄道貨物輸送可能な関東ブロックについても依頼し、各地で広域処理を実施中。



公費解体について

- 損壊家屋等（家屋だけでなく、倉庫や中小企業者の事業所等を含む）の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなる。ただし、災害復興に当たって、被災自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体（いわゆる公費解体）を実施することができる。
- 環境省は、公費解体・撤去の一連の流れ、申請書類の合理化等、事務手続きを行う際の参考となるよう、「公費解体・撤去マニュアル（第1版）」を令和6年1月29日に策定し提供。
- その後、環境省は、公費解体の円滑な運用のため、「公費解体・撤去マニュアル」を順次改訂している。

■ 円滑な運用に向けた取組

- 公費解体を含む災害廃棄物処理補助事業を円滑に運用・活用できるよう、**マニュアル等の策定・改訂**を行い、**申請書類の合理化**や**補助対象の考え方**について被災市町に周知。
- 申請に際して必要となる**相続等への対応**について、**司法書士会等と連携した相談窓口の設置・活用等**について被災市町に周知。

申請書類の合理化

- ・公費解体・撤去マニュアルを改訂し、実印及び印鑑登録証明書に代わる本人確認の方法として、運転免許証やマイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真付証明書を活用することや、登記事項証明書について市町が法務局から登記情報の提供を受けて確認する場合は申請者からの提出を不要とすることが考えられるなど、**申請書類の合理化の考え方を記載**。
- ・4月2日に被災市町の担当者説明会を行い、改訂の主旨を説明。

補助対象となる建物の一部解体

- ・建物の一部解体の場合であっても、**登記上別棟又は構造上別棟であると判断できる場合などは補助対象となり得ることについて**、マニュアル等により周知。

相続・同意取得等への対応

- ・被災者が申請に必要な**相続、同意手続き**について、**石川県司法書士会等が設置する無料相談窓口で相談可能**な旨を事務連絡により周知。
- ・「**所有者不明建物管理制度**」や**相続、不動産登記等**に関する**被災自治体職員向け相談窓口**（熊本県司法書士会に設置）を周知。

残置物の扱いの明確化

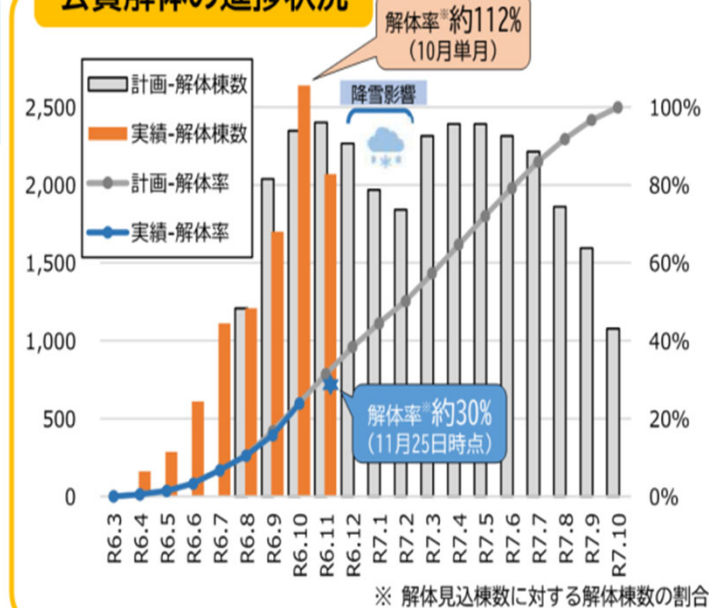
- ・災害により損傷するなどし、不要なものとして**処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし**、家屋の解体と併せて撤去する場合は**補助対象**となる旨をマニュアルに追記。

応急修理制度との関係

- ・「**応急修理制度**」を活用した場合は、原則公費解体の対象外だが、その後、液状化の進行などで改めて半壊以上の被害認定を受け解体・撤去が必要となった場合、公費解体の支援対象となり得る旨、マニュアル等により周知。

■ 能登半島地震 公費解体進捗状況

公費解体の進捗状況



1. 膨大な避難者対策について
2. 住まいの確保について
3. 災害廃棄物対策について
4. **復興事前準備等について**

復興事前準備の必要性

- これまで「**防災対策**」として、被害を出さないようにハード整備を主に対策が行われてきたが、被害を完全に防ぐことは不可能であった。
- このような状況を踏まえ、あらかじめ被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を実施する「**減災対策**」を実施することとされた。
- この「**減災対策**」は、想定しうる最大規模の災害においては、被災することが前提となるが、被災した過去の災害では、復興の手順や進め方、復興における将来目標像等の事前検討・共有が不十分などといった状況により、被災者の生活再建、復興に影響が生じたことから、「**復興事前準備**」が重要となる。

防災対策

被害を出さないようにハード整備を主に対策を行う

- ・ 防潮堤の整備
- ・ 建物の耐震化
- ・ 建物の不燃化 等

被害を完全に防ぐことは不可能

減災対策



復興事前準備

予め被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を行う。

- ・ 避難地、避難路の整備
- ・ ハザードマップの活用
- ・ 避難訓練の実施 等

防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する。

その際、**迅速な復旧・復興を進めるための事前準備が重要。**

- ・ 復興の手順や進め方を事前に決めておく
- ・ 復興における将来目標像を事前に検討・共有

令和元年台風第15号及び第19号における状況

- 昨年の台風第15号・第19号では、被災者の早期の生活再建に向け、「廃棄物・土砂の撤去」、「応急的な住まいの確保」、「停電、断水の解消」、「地域住民の交通手段の確保」など緊急的な対応が数多く発生し、被災自治体はその対応に追われた。
- 一方で、いくつかの自治体において、復興まちづくりの議論を同時並行的に行うこととなった（宮城県丸森町、宮城県大郷町 等）
- 生活の再建には、単に応急復旧だけではなく、将来のまちの姿や生活の姿を見通しながら、迅速かつ的確に復興まちづくりに向けた対応を行うことが必要であり、そのことが住民に安心感を持ってもらうことにもつながる。



丸森町市街地の土砂堆積状況(12/20)

復興まちづくりのための事前準備を平時から進めておくことの重要性を再認識

具体的には・・・

- ・ 復興まちづくりの体制を整えておくこと
- ・ 復興まちづくりに資するデータを整理しておくこと
- ・ 復興まちづくりを想定し、活用する事業に精通しておくこと
- ・ 復興まちづくりの経験者を把握し、連携をとれるようにしておくこと 等

復興まちづくりのための事前準備ガイドライン

- 復興まちづくりの体制や手順等を事前に検討しておくことで、被災後に早期かつ的確な市街地復興が可能となるよう、5つのポイントをガイドラインで明示（平成30年7月公表）。
- また、復興事前準備の取組には、都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）を活用可能。

復興事前準備の5つのポイント

体制

復興体制の事前検討

復興まちづくりを進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

手順

復興手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練

復興訓練の実施

職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎データ

基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。
不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標

復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※5
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1 / 3 (R6年度まで1 / 2)
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1 / 3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1 / 2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3※1

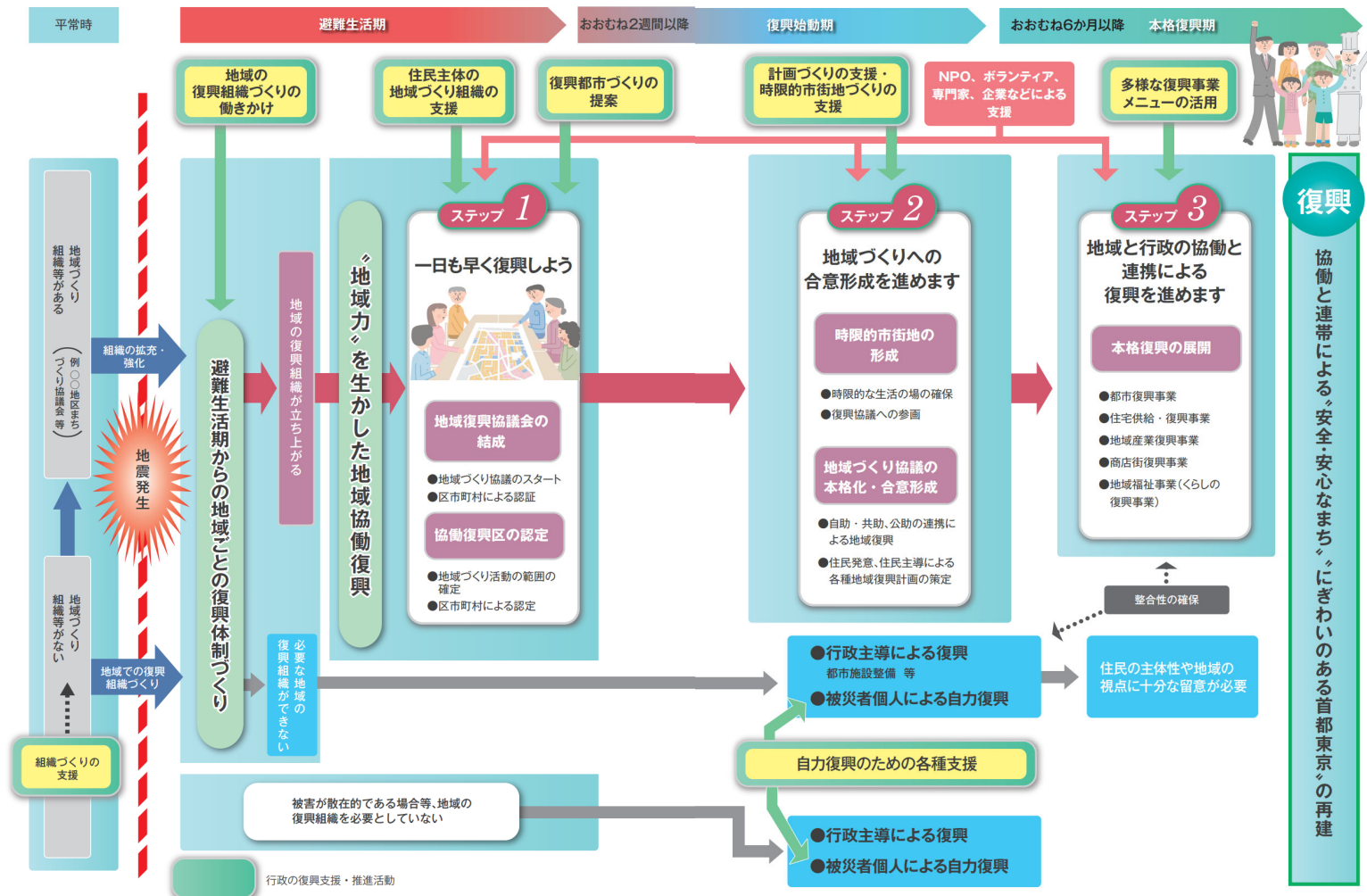
※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り

- ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1 / 2又は当該事業に要する費用の1 / 3のいずれか低い額
- ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1 / 2
- ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1 / 2

※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2 / 3

東京都における復興事前準備の取組

- 東京が大規模な地震で被災した場合、計画的に震災復興を進める必要があり、国や自治体はもちろんのこと、被災者自身をはじめ、NPO、ボランティア、専門家、企業などの幅広い参画が必要。
- 東京都では、東京都震災復興マニュアル「復興プロセス編」を作成し、多くの都民や団体が協働し連携して取り組む「地域協働復興」を提案し、自助・共助・公助の連携による復興や基本的な考え方を示すとともに、住民が積極的に復興を進めるための仕組み等を提示することで、復興のプロセスを明らかにしている。

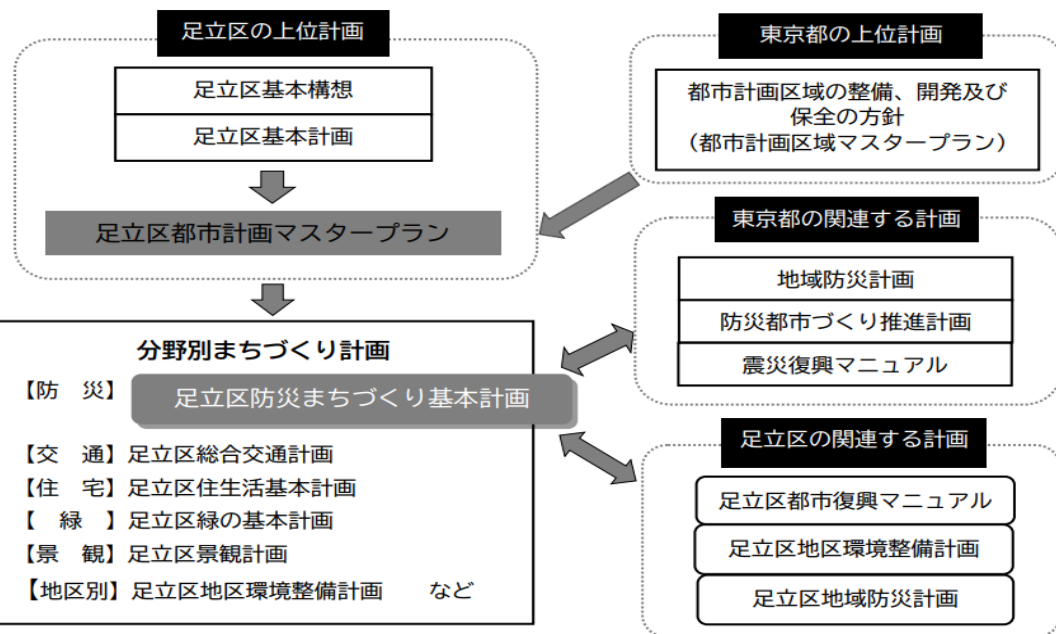


復興事前準備の取組（足立区）

- 東京都足立区では、復興事前準備の取組として、市町村マスタープランの分野別計画の中で、住民参加型の訓練も含め、復興まちづくり訓練の実施回数を施策目標として位置付けている。

■ 足立区防災まちづくり基本計画（令和4年2月改定） ※計画期間（R3～R12）

【足立区防災まちづくり基本計画の位置づけ】



【施策】3-2-（1）復興まちづくり訓練の実施

施策指標	実績 令和3年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
職員復興まちづくり訓練の実施回数 (令和3年度からの累計)	1回	5回	10回
区民との復興まちづくり訓練の実施回数 (令和3年度からの累計)	—	4回	9回

2 復興まちづくり訓練等の実施

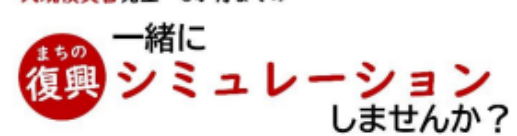
3-2-（1）復興まちづくり訓練の実施

いざ被災した時に、迅速なまちの復旧・復興を実現させるためには、平素からの準備が重要です。

職員向けの都市復興マニュアルの検証を兼ねた研修のほか、危険度の高い地域の住民の方々と一緒に、まちの災害リスクや復興に役立つ資源を事前に確認し、地区ごとの復興計画を前もって考える「復興まちづくり訓練」を実施していきます。

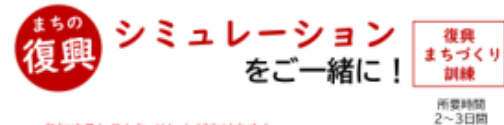


大規模災害発生～6か月までの



まちの災害リスクや
資源を知る機会に。

災害に備えて、まちの災害リスクや復興に役立つ資源(被災時に役立つ箇所、被災後も大切にしたいもの)を事前に知ることは重要です。防災の観点でまちを歩き、災害発生から被災後6か月までの間、まちをどのように復興させていくべきかを一緒に考えてみませんか。



参加するとこんなメリットがあります！

被災前

- 防災意識を高め、地域のつながりが強化
- 地域の災害リスクや復興時に活用できる資源等を再発見
- まちの防災上の課題を解消

被災後

- 速やかに復興に向けた地域の体制を整えられる
- 円滑に復興に向けた地域での話し合いを行える

訓練は下記の流れで進めていきます！

1 復興まちづくりを知る

発災から震災復興までの流れを知り、都市復興の考え方や地域の災害リスクを学びます

2 まちを歩いて見つける

まちを歩きながら、危険な所、避難の障害になりそうな所、被災時に役立つ箇所、被災後も大切にしたいもの等、まちの課題や魅力を見つけていきます

3 復興まちづくりを考えていく

まち歩きで見つけたリスクや資源をもとに、被災後にどのようにまちを復興していくべきかを考えていきます

参加したい
町会・自治会は

下記の電話もしくはメールでご相談ください

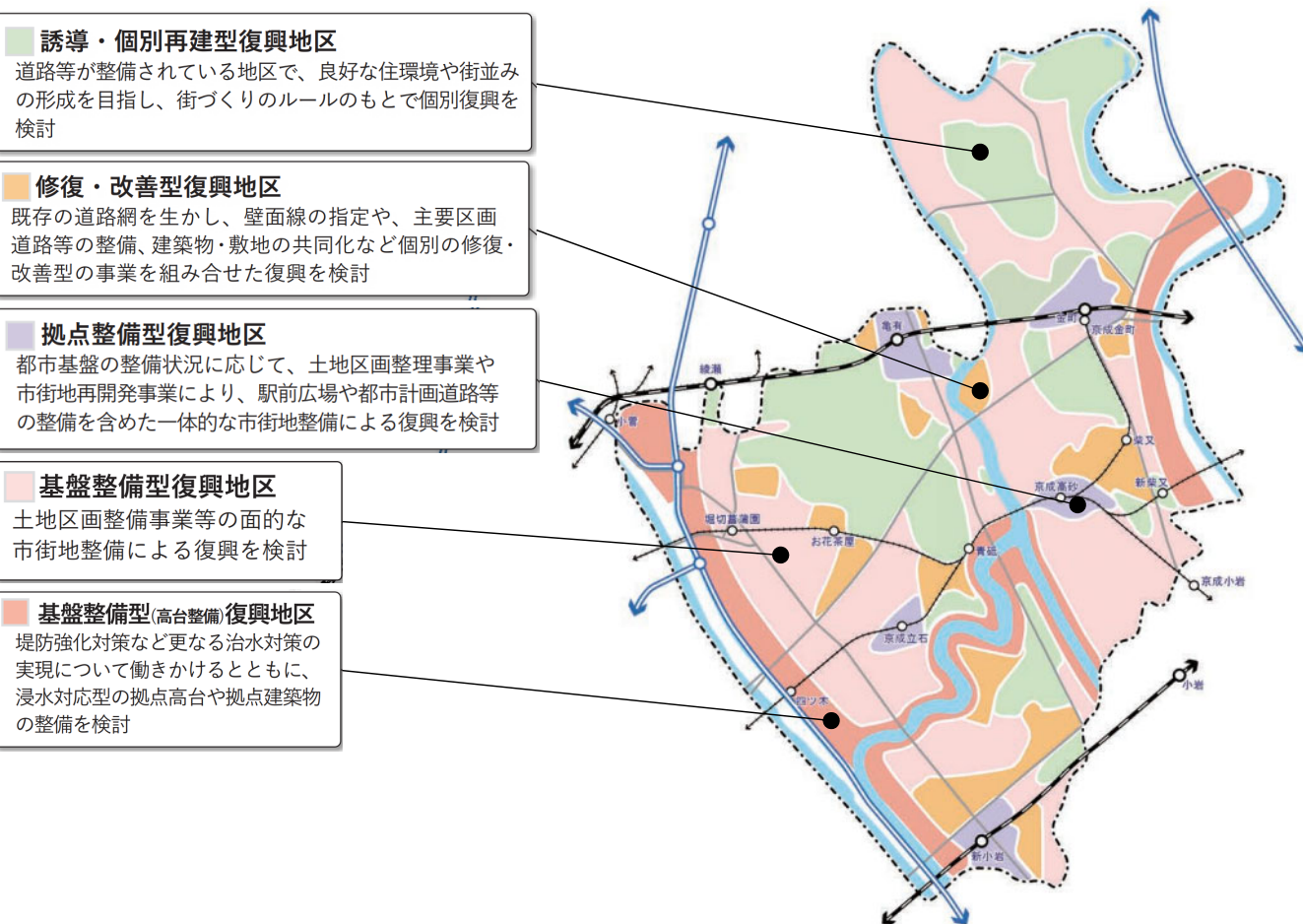
足立区 都市建設部 都市建設課 都市計画係
電話 03-3880-5280(直通)
Eメール tosikeikaku@city.adachi.tokyo.jp

【出典：足立区復興まちづくり訓練啓発用リーフレット】

復興事前準備の取組（葛飾区）

- 葛飾区では、「葛飾区都市計画マスタープラン」において「復興まちづくりの方針」を位置付け。
- 道路等都市基盤の整備状況や被災前に検討されていた計画などを踏まえ、震災復興まちづくり方針図を作成し、復興まちづくりの実施手法について事前の検討を行っている。
- さらに、復興事前準備の取組として、住民と行政を交えた「震災復興まちづくり模擬訓練」も実施している。

■大被害を想定した震災復興まちづくり方針図



■震災復興まちづくり模擬訓練の様子



水元地区



お花茶屋地区

復興まちづくりのための事前準備の取組状況（令和5年7月末時点）

- 取組着手率は、政令指定都市が90%、特別区が100%など、大都市において、高い傾向。
- 首都直下地震の被害想定地域で81%と、大規模災害の被害が想定される地域で高い傾向。

自治体種類別の検討状況

(N=1788)

自治体種類	取組状況
政令指定都市 (20自治体)	18 (90%) 2 (10%)
特別区 (23自治体)	23 (100%)
特例市 (23自治体)	18 (78%) 5 (22%)
中核市 (62自治体)	48 (77%) 14 (23%)
その他の市 (687自治体)	481 (70%) 206 (30%)
町村 (926自治体)	561 (61%) 365 (39%)

（参考）復興まちづくりのための事前準備の取組内容

体制	復興体制の事前検討 復興まちづくりにおいて、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくかを明確に決めておく。
手順	復興手順の事前検討 どのような対応が、どのような時期に生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくかを決めておく。
訓練	復興訓練の実施 職員が復興まちづくりへの理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。
基礎データ	基礎データの事前整理、分析 どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析しておく。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。
目標	復興における目標等の事前検討 市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

想定される災害種類別の検討状況

(N=1788)

想定される災害種類	取組状況
南海トラフ地震 (地震・津波被害) (707自治体)※1	525 (74%) 182 (26%)
南海トラフ地震 (津波被害) (139自治体)※2	126 (91%) 13 (9%)
首都圏で発生する地震等の災害 (地震・津波被害) (309自治体)※3	250 (81%) 59 (19%)
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (地震・津波被害) (272自治体)※4	159 (59%) 113 (41%)
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (津波被害) (108自治体)※5	63 (58%) 45 (42%)

- ※1 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市区町村（震度6弱以上、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等）
- ※2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市区町村（津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域等）
- ※3 首都直下地震緊急対策区域に指定されている市区町村（震度6弱以上、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等）
- ※4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている市区町村（震度6弱以上、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等）
- ※5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市区町村（津波により30cm以上の浸水が地震発生から40分以内（茨城県以南は30分以内）に生じる地域等）

（取組状況の凡例 ■:いずれかの取組を「検討済み」または「検討段階」と回答した自治体(%) ■:いずれの取組も「検討していない」自治体(%)）

復旧復興に係る支援

- 内閣府では、地方公共団体の被災後の迅速かつ円滑な復旧・復興への取組や事前対策の取組を支援するため、各災害で実際に被災した自治体へアンケート調査、ヒアリング等を行い収集した事例を多数収録した「復旧・復興ハンドブック」や「災害復興対策事例集」を作成している。
- また、令和6年能登半島地震の発生後、内閣府・内閣官房は、被害状況や立地特性に応じて活用可能なまちづくりの考え方を整理した「復興まちづくりに当たっての参考資料」を公表した。

(1) 復旧・復興ハンドブック

- 地方公共団体が取り組む「復興マニュアル」策定や復旧・復興に関する地域防災計画の充実の参考となるよう、災害復旧・復興対策の手順や参考情報を提供することを目的。
- 施策分野18項目、個別施策65件、災害関係の法律約50件以上、制度・指針など約230件以上について、災害後の取組方法の解説と合わせて掲載。

(2) 災害復興対策事例集

- 災害事例は地震（津波）、風水害、火山災害、土砂災害、高潮、竜巻など、合計59の災害事例より、743の取組施策を紹介。
- 「復旧・復興ハンドブック」と連携する形で情報提供。

【2014(2022) 復旧・復興計画の策定（広島市）】

① 検討の経緯と計画の構成

- 計画の策定経緯
 - ・ 災害発生後の10月以降、2ヶ月に1回の頻度で本部会議を開催し、「復興まちづくりビジョン（以下、「復興ビジョン」と表記）の検討を行った。
 - ・ 策定して、復興ビジョン案に関する住民意見意向把握を、地元説明会、画説形式での意見聴取の形態で実施し、意見をまとめるものについては、住民意見をビジョンに反映した（住民合意形成の詳細については、「②住民合意形成の概要およびポイント」を参照）。
 - ・ これらを踏まえ、平成27年3月25日に開催した第4回本部会議において、復興ビジョンを策定・公表した。

表 計画策定の経緯

日時	経緯
平成26年8月20日	豪雨災害発生
平成26年9月5日	国、県及び市で緊急復旧計画を公表
平成26年9月9日	緊急復旧計画等の地域説明会開催
平成26年9月19日	国及び県が緊急復旧等の緊急事業の実施を決定
平成26年10月7日	平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部設置
平成26年10月10日	第1回本部会議 （復興まちづくりビジョンの策定決定）
平成26年12月2日	第2回本部会議、復興ビジョン案（第1版）取りまとめ・公表
平成26年12月5日	地元説明会の開催
～平成27年1月25日	
平成27年2月6日	第3回本部会議、復興ビジョン案（第2版）取りまとめ・公表
平成27年2月15日～3月9日	地元説明（画説形式）の実施
平成27年3月25日	第4回本部会議、復興ビジョン案（第3版）取りまとめ → 復興ビジョン策定・公表

【出典】広島市「復興まちづくりビジョン」（平成27年3月）

- 計画の位置づけ
 - ・ 土砂災害から復興するというだけでなく、安全・安心なまちづくりを推進する観点からも、復興ビジョンの策定が必要と判断された。
 - ・ 復興ビジョンは、市の総合計画である基本構想・基本計画の下位計画として位置づけられるとともに、都市計画マスタープラン、地域防災計画にそれぞれ即するものとして位置づけられている。



図 復興まちづくりビジョンの位置づけ

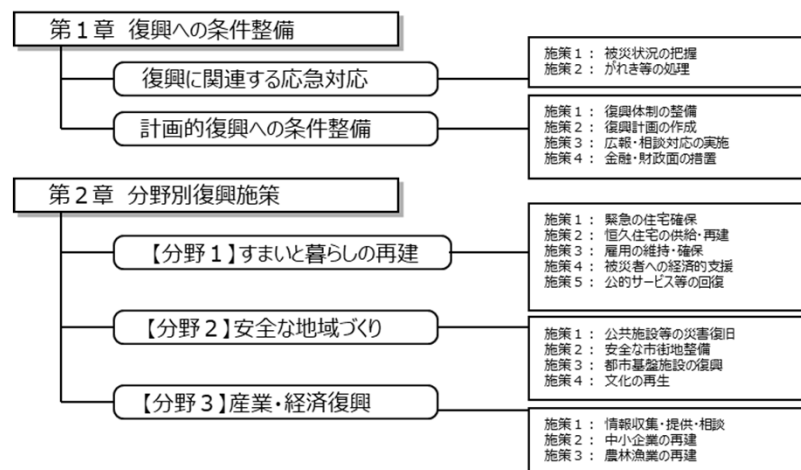
【出典】広島市「復興まちづくりビジョン」（平成27年3月）

(3) 復興まちづくりに当たっての参考資料

～令和6年能登半島地震からの被災地再生へのみちしるべ～

- 市町村が復興まちづくりの計画を策定し生業・にぎわいの再生に取り組むに当たって参考となるよう、被災地の地域特性や被害状況に応じた復興の方向性、復興に活用可能な支援策（事業・制度）を整理し、提供。

【復旧・復興ハンドブックの構成】



円滑な復旧・復興に向けた地籍調査の必要性

- 地籍調査の実施により、①土地に関する情報（境界、面積等）が正確なものに改められ、②その情報を基に土地の境界を現地に復元することが可能となる。
- 土地取引の円滑化はもとより、災害発生時における早期の復旧・復興、社会資本整備・まちづくりの効率化などの様々な効果が創出される。

<東日本大震災からの復興>

■防災集団移転促進事業

（宮城県名取市下増田地区）

約7ヶ月で事業を実施。地籍調査未実施の場合（推定）と比較して、**半年～1年の縮減効果**。



<豪雨災害の復旧>

■平成30年西日本豪雨における直轄砂防事業 （広島県呉市天応地区）

県内で地籍調査未実施の地区と比べて境界確認が不要となり、**約3ヶ月早く事業に着手**。



砂防堰堤のイメージ



境界確認の状況

<社会資本整備>

■西九州自動車道（伊万里松浦道路）

（長崎県松浦市）

事業地区において地籍調査が実施済みだったため、**事業期間が少なくとも約2年（推計）短縮された**。



今福インターチェンジ付近

近年における地籍調査の必要性の高まり

大規模災害発生のおそれ

今後30年以内に70%という確率で南海トラフ地震、首都直下地震の発生が懸念されており、甚大な被害が生じるおそれ
（内閣府政策統括官（防災担当）HPより）

気候変動等による豪雨災害の激甚化・頻発化

- ・令和3年7月豪雨
（静岡県熱海市における土砂災害等）
- ・令和元年台風第19号
（長野県千曲川浸水等）

R3年7月豪雨による土砂災害



防災に資する施設の円滑な整備、被災後の迅速な復旧・復興に貢献する地籍調査の早期の実施が不可欠。

地籍調査の円滑化・迅速化

- 令和2年の国土調査法等の改正及び第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月閣議決定）に基づき、新たな調査手続・調査手法の導入等を推進し、地籍調査の円滑化・迅速化を図る。

令和2年の国土調査法等の改正

現地調査等の
手続の見直し

土地所有者の探索

現地調査(所有者の現地立会)

測量

地籍図簿の案の閲覧

完成

①固定資産課税台帳等の活用
を可能に

R2年度:1,365地区で活用

②所有者の所在不明の場合、筆界案の
公告により調査を実施

R2年度:692筆で活用

③遠方居住、現地急峻で立会いが困難な
場合、郵送や集会所での確認等を導入

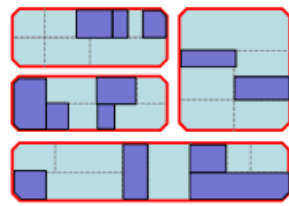
R2年度:郵送方式236市町村
集会所方式19市町村

④都市部の地籍調査の迅速化

- 道路等と民地との境界(官民境界)を先行的に調査(街区境界調査の創設)

R2年度:6市で実施

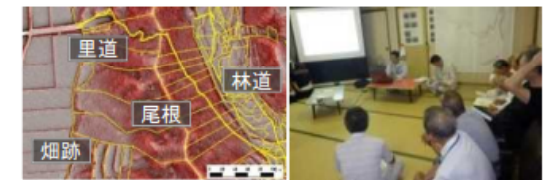
官民境界の先行調査(イメージ)



⑤山村部の地籍調査の迅速化

- リモートセンシングデータを活用し、
現地での立会や測量作業を効率化

R2年度:13市町で実施



第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年から令和11年)

計画事業量

- 十箇年間で **15,000km²**

進捗率目標

- 優先実施地域での進捗率
現在:79% → **10年後:87%** (約9割)
- 調査対象地域全体での進捗率
現在:52% → **10年後:57%** (約6割)

地籍調査予算

令和3年度補正
50億円

(参考)令和2年度補正(3次)
38億円

令和4年度当初
105.5億円

(参考)令和3年度当初
107億円

地籍調査の更なる円滑化・迅速化を図り、進捗を加速化

復旧・復興に係る支援者の居住環境の確保（能登半島地震）

- 令和6年能登半島地震においては、発災直後から多くの支援者（応援自治体職員、復旧事業者、ボランティア等）が被災地に入り、多岐にわたる支援を実施してきたが、被災地ではホテル・旅館等も大きな被害を受け、宿泊場所・施設が不足。
- 迅速な被災地復旧のため、関係者が連携の下、フェーズの変化に伴い、中長期の滞在者向けの宿泊拠点の需要が高まりつつあることにも留意しつつ、被災地の活動拠点近くの宿泊場所の確保・充実が進められた。

病院職員も利用できる仮設住宅

- ・ 病院機能の維持確保のため、病院職員も利用できる仮設住宅
輪島市：30戸（運用開始済）
珠洲市：19戸（運用開始済）

仮設の宿泊施設（奥能登4市町）

- ・ 被災家屋の解体事業従事者のための宿泊施設
輪島：234人（建設中）
珠洲：230人（一部運用開始）
穴水：160人（運用開始済）
能登町：検討中



道の駅（輪島市等）

- ・ インフラ復旧工事従事者を対象に、キャンピングカー等の手配窓口、道の駅（9か所）等の停泊可能場所などの情報を集約し、広く関係業界に周知する仕組みを構築済み



のと里山空港（輪島市）

- ・ コンテナハウスや仮設カプセルホテルなどプレハブ式の宿泊施設（288室/346人）（運用開始済）



日本航空学園石川キャンパス（輪島市）

- ・ 生徒が避難した後の学校の学校の学生寮を中長期応援派遣職員等が利用中（220人程度）
- ・ 学校の体育館等を、他県自治体等の短期応援職員の宿泊所等として利用中（40人程度）



仮設宿泊所（珠洲市、穴水町）

- ・ 中小機構の仮設施設整備支援事業を活用し、珠洲市、穴水町に仮設宿泊所を設置予定（100室/100人）



国立能登青少年交流の家（羽咋市）

- ・ 被災児童・生徒の利用に加えて、復旧復興関係者やボランティア関係者等の宿泊施設として青少年施設を活用中（利用人数30人/日程度）



支援者向け宿泊可能施設の公表（輪島市、能登町、七尾市）

- ・ 支援者向けとして宿泊可能な民間施設を公表
輪島市：15施設
能登町：17施設
七尾市：44施設



奥能登ベースキャンプ（輪島市、穴水町）

- ・ 一般ボランティアの活動時間を確保するため、旧向洋中、日本航空学園石川キャンパスの校舎を活用し、宿泊所として利用中（最大200人程度）



※令和6年7月25日時点

（令和6年7月25日以降も取組が進められている。）

- 支援者のための宿泊施設の整備について、自治体からの応援職員用に加えて、インフラ復旧工事事業者等用についても、県が負担する経費の8割を特別交付税で措置するなど、迅速な復旧を支援
- 臨時の事業場等の整備を通じて被災中小企業を支援する中小機構の仮設施設整備支援事業も活用

第9回WGにおいてご議論頂きたい内容

第9回WGにおいては、以下の論点について、ご議論頂きたい。

（1）膨大な避難者が想定される中での避難環境のあり方

- 膨大な避難者を受け入れるための多様な方策の検討
- 広域的な避難のあり方（被災地外、ホテル・旅館等）
- 膨大な避難者を抱える避難所での快適な避難環境の確保
- 在宅避難のあり方、在宅避難者への支援 等

（2）膨大なニーズが想定される中での住まい確保のあり方

- 迅速な住まいの確保のための多様な方策の検討
- 土地がひっ迫する首都圏における用地の確保 等

（3）迅速な復旧・復興に向けた事前準備のあり方

- 膨大な量の災害廃棄物等の仮置場の確保
- 事前の復興まちづくり計画の策定促進のための方策
- 土地利用をはじめとする事前準備のあり方 等